

平成28年

三重県議会定例会会議録

(2月29日)
(第4号)

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

第 4 号

○平成28年2月29日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成28年2月29日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第1号
〔委員長報告、討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助

10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	中	村	欣	一郎
21	番	大	久保	孝	栄
22	番	東			豊
23	番	津	村		衛
24	番	森	野	真	治
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	後	藤	健	一
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	北	川	裕	之
30	番	村	林		聡
31	番	小	林	正	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	長	田	隆	尚

38	番	館	直 人
39	番	日 沖	正 信
40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
4	番	山 内	道 明
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野 勉
書 記 (議事課主査)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	福 田 圭 司
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己

公安委員会委員
警察本部長

山本 進
森元 良幸

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

降旗 道男
青木 正晴

選挙管理委員会委員

落合 隆

労働委員会事務局長

田畑 知治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。27番 後藤健一議員。

〔27番 後藤健一議員登壇・拍手〕

○27番（後藤健一） 皆さん、おはようございます。新政みえ、松阪市選出の

後藤健一でございます。一般質問の機会をいただきました。よろしく願いいたします。

この1月23日に松阪経営文化セミナーが開催されました。皆様よく御存じのように松阪は、現在の三井のもとを築いた元祖、三井高利を生んだまちであります。その日は、NHK朝の連続ドラマ小説の「あさが来た」の主人公の波瑠さんの講演、そして、三井家にかかわるパネルディスカッションがございました。資料を見ましたところ、高利の言葉が12項目にわたって載っております。その1番目が平和のありがたさという言葉でございました。乱世では金銀や荷物も運びがたいといったような内容でした。平和であることが商いをしていく上で最も大事なことなんだろうということでございます。

私はこれまでも、平和であることが私たちの社会生活の基本の基、大もとであると考えてきました。いつまでも平和な日本であり、平和な世界を実現していかなければならないと考えております。そのためには、日本国憲法、とりわけ、世界の宝、第9条を守り抜くこと。今、改憲をこの夏の参議院議員選挙の争点にすると安倍総理はおっしゃってみえます。日本が平和であり続けることができるのかどうか、再び戦争への道を歩むのか、そのことが問われる、大変重要な意味を持つ参議院議員選挙になると考えております。

それでは、発言通告に従いまして、大きく3点にわたって順次質問させていただきます。また、今回は何人かの当事者の声を届けたいと思います。当事者の方も今日、傍聴に来ていただいております。

1点目は、伊勢志摩サミットの成功に向けてであります。

2月25日の代表質問でも取り上げられています。これまでも多くの方が質問もされています。できるだけ重複しないようにと考えておりますが、そのようなことがあるかもしれません。そのときはお許しをいただきたいと思います。サミットの成功を願う者として、やはり確認をさせていただきます。

まず、伊勢志摩サミットでございますけど、一体何をするとところなのかということでございます。今さら何を言っているんだと言われそうでございます。開催地の三重県として、今、開催支援、おもてなし、明日へつなぐ、

三重の発信という四つの柱で、知事を先頭に全力で取り組んでいただいております。

しかしながら、地元でサミットについての話を聞きますと話題は、松阪牛を世界の首脳に食べてもらえるやろうか、あるいは、松阪では宿泊関係のホテルはええわなといったところであります。

伊勢志摩サミット三重県民会議が作成された、このすばらしい本です。

(現物を示す) 魅力ある本だと私も思います。中身の写真もすてきです。ただ、この内容はほとんど文化と食、そして観光、産業も一部載っておりますけれども、三重県の食や文化も含めて三重県のすばらしさを、国内はもちろん全世界に発信できる、まさに、知事の言われるように二度とない千載一遇のチャンス、観光客も増えるし、経済効果もすごいし、本当にありがたいことや、何事も起こらんでよかったな、それで万々歳なのかと少し疑問に思っ質問をさせていただきでございます。

サミットとは、世界経済問題について首脳が政策協調を議論する場ということで、1975年から始まっております。その後、政治問題、あるいは地球規模の問題についても議論されるようになりました。今回、7カ国のトップが様々なテーマで議論し、世界にどのようなことを発信していくのか、そのことで世界をどのような方向へ変えていこうとしているのか、また、日本国民や三重県民にとって、また、私たちの生活にどのような影響をもたらすのか、そういったことも私は大事なのではないかと考えております。

サミットの本質といいますか、目的について、そのようなことが県民に余り伝わっていないのではないかと心配しているところです。

過日、新聞でも、骨格が固まったというような報道がなされております。テロ対策、世界経済、質の高いインフラ開発、北朝鮮問題、核問題、南シナ海の問題、地球温暖化対策、貧困問題、女性の権利保護・社会進出が挙げられております。

予想されるこうしたテーマについての議論が、先ほど申しあげましたように三重県にとってどのような意味を持つものなのか、そのことを改めて含め

まして、知事のお考えを聞かせていただきたいと思います。

また、知事はあるところで、世界平和を望む宣言を出してもらいたい、伊勢神宮の世界観を生かし、後世まで残る県の財産になるというような発言をされたと報道されております。日本は全てのものに神が宿る国、多様な人種、宗教などを受け入れる国、そういった意味では戦争や紛争のない世界平和をつくり出すリーダーになれる国だと私も考えております。しかし、武力で平和はつくり得ることができない、このことは過去の歴史が証明しております。伊勢神宮の世界観も含め、どのような内容の世界平和を望む宣言を考えてみるのか、知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきました。

まずは、サミット本来の趣旨や予想されるテーマ、その県民にとっての意味、これをもっと発信する必要があるのではないかということでもあります。もう1点は首脳宣言に対する私の思いということで、2点答弁させていただきます。

1点目ですけれども、伊勢志摩サミットで議論されるテーマ、報道ではいろいろありますけれども、まだ現時点で公表されてもいませんし、決定したというふうにも、私たち、聞いておりませんが、過去のサミットで取り上げられた世界経済・貿易、政治・外交問題、気候変動・エネルギー、開発といった伝統的なサミットの議題に加えて、今回のオリジナルなアジェンダというか、少し追加的にやるアジェンダとして、質の高いインフラ投資、保健、女性、アジア太平洋の情勢、こういうようなものが議論されるのではないかというふうに、様々な関係者の話などを総合すれば想定されるところであります。

サミットの意義やテーマの周知につきましては、まさに開催の機運を盛り上げるということや、サミットの効果を一過性にしないという意味でも大変重要なことであると考えております。

これまで、住民懇話会、伊勢志摩サミットフォーラム、県民会議会員に発

行する「サミット通信」、あるいは各種イベントにおけるパネル等の展示、国際理解・国際交流プログラムなどを通じて周知を行ってまいりましたし、外務省が行っている「イチからわかる！サミット塾」でも、外交やサミットについてわかりやすい授業を実施していただいているところであります。

今後もこれらの取組を通じて県民の皆様にも周知していきたいと考えておりますが、より近づいてきますといろんなテーマも取り上げてこれようと思っておりますので、それを、三重県としての意味、こういうのをかみ砕きながらしっかりわかりやすく周知をするということについても、議員の御指摘どおり心がけていきたいと思っております。

それから、サミットの首脳宣言に対する私の思いでございます。

改めてですけれども、G7サミットは、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値観を共有する、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ7カ国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して開催される首脳会議です。

G7サミットについては、パクスアメリカナと言われるアメリカによる覇権的支配と、国連による全世界協調の欠点をカバーし、グローバルガバナンス、国際的な統治ですけれども、を機能させるメカニズムとも言われています。

いずれにせよ、G7サミットは国際的な指針を示すのが役割でありますので、伊勢志摩サミットにおいても、議長国である日本がリードをして、人類全体の幸福のために重要な指針が決められれば大成功であるのではないかと考えております。

首脳宣言の内容について、2014年にドイツで開催されたエルマウ・サミット、2013年にイギリスで開催されたロック・アーン・サミットなどでは宣言にサミットの名称が付されていることから、今回の伊勢志摩サミットについても、「伊勢志摩サミット首脳宣言」のように「伊勢志摩」の文言が入ることになれば、後世まで残る県の財産、レガシーになると期待しているところであります。

なお、その首脳宣言の内容に対する思いについて申し上げれば、多様な価値観の共存による世界平和を発信するにふさわしい場所であるとして、伊勢志摩でのサミット開催を誘致した経緯もあり、人種や宗派、性別、世代などを超えて、他者を寛容に受け入れ、ともに生きるという世界平和の実現のメッセージを伊勢志摩の地から発信していただければと思っています。

〔27番 後藤健一議員登壇〕

○27番（後藤健一） 御答弁いただきました。

サミットを、みんなで盛り上げようというのは私もよく理解しております。大事なことだと思っております。ただ、本当にサミットが何なのかというあたりが県民にまだまだという状況があるかと思えます。これから、残り3カ月を切っておりますけれども、しっかり本質についても県民に周知していただいて、そういうことでも盛り上げていただきたい、そのことを要望させていただきたいと思えます。

次に、テロ対策ということで質問させていただきます。これも既に何人かの方が質問されております。しかし、少し確認をさせていただきたいと思えます。

今回、三重県警の当初予算10億8200万円、そして、補正予算を含めると17億7500万円、これが警備費というようなことになっております。北海道洞爺湖サミットでは12億5000万円という数字が公表されております。私はやはりテロ対策費として上がっているというふうに認識しております。

今回のサミットは、三重県の成長、そして、県民一人ひとりの幸福実感につながってこそ、よかったと言えるものと思えます。しかし、その前に全ての命の安全が100%保障されているかどうか、それはわかりません。このように、テロに対する脅威が増し、テロ対策に多額のお金を要する状況を招いたのは誰なのでしょう。また、なぜなのでしょう。

今回、約17億円という当初想定した額よりもかなり上回った数字となっているものと思いますが、既にどのような対策をされたのか。来年度の当初予算のポイントでは、時間外や休日勤務の手当、燃料費、そして通信運搬費、

また、し尿処理、ごみ処理の委託料が挙げられています。これらは、テロ対策に付随する必要な予算というふうに思います。

これからあと3カ月、どんなテロ対策をなされていくのか、予算執行も含めて聞かせていただきたいと思います。

そして、また、日本型テロ対策ということでございます。既に全地域でのパートナーシップも設立されております。地域住民を巻き込んだテロ対策について、地域住民の理解なしに協力はありません。協力はしたいが、ちょっと不安や、逆に危険が増すのではないかと、一体何をしたらいいのかという県民の不安や戸惑いがあります。

日本型テロ対策とはどのようなものなのかお聞かせください。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） テロ対策、予算との関連での内訳、それから日本型テロ対策につきまして御答弁申し上げます。

まず、伊勢志摩サミットをめぐるまは、我が国を標的とするテロの脅威に加えましてサイバー攻撃の発生も懸念されておりますほか、フランス・パリの同時多発テロ事件におきましては、レストランや劇場といった、いわゆるソフトターゲットがテロの標的となるなど、極めて厳しい情勢にあります。

伊勢志摩サミット開催地だけではなく、県内全域でテロの未然防止に向けた取組を進めていく必要があると認識しております。

県警察では、サミット警備に万全を期すべく、平成27年度9月補正予算で4億円余り、12月補正予算で2億9300万円余りを計上し、警備に必要な不可欠な、例えば警備計画書作成システムでありますとか警備用のカメラ、それからドローン対策用装備資機材などの整備を進めてまいりました。

また、平成28年度当初予算におきましては10億円余りを計上しております、その内訳は、4億2000万円余りが本県警察職員の職員手当、4億5000万円余りが車両、航空機、船舶等の燃料費、1億円余りが警備用カメラの映像回線使用料などの通信運搬費、2800万円余りが借り上げ施設のし尿処理・清

掃委託料などとなっております、いずれも警備部隊の活動に必要な不可欠な経費となっております。

次に、日本型テロ対策についてであります、これは、国によりましてテロ未然防止に向けた法制度が異なる中で、日本においては、諸外国には見られない地域性や国民性を生かして、地域住民の皆さんと同じ志のもとに連携をして、皆さんの気づき、通報などのお力をいただきながらテロ対策を進めていこうというものであります。

このように、警備を成功させるためには、警察だけでなく、民間事業者や地域住民の方々の御協力が不可欠でありまして、今般、この日本型テロ対策の土台となるべく、テロ対策パートナーシップを設置いたしました。この枠組みを通じて、鉄道事業者や施設管理者などとの関係では、合同訓練や研修会を開催するなどの取組を進めています。

一方、地域住民の方々に対しましては、地域のことは住民の皆さんが最もよく御存じでありますので、皆さん一人ひとりがふだんの生活とのちょっとした変化を感じ取っていただき、不審な点がありましたらちゅうちょなく最寄りの警察へ通報していただければという御協力をお願いしております。

サミットまで90日を切りまして、県警察におきましては総力を挙げて警備諸対策を推進しております。今後とも県民の皆様の御理解と御協力を賜りながら警備に万全を期し、安全・安心な県民生活の確保に努めてまいります。

[27番 後藤健一議員登壇]

○27番（後藤健一） 特に日本型テロ対策、そのことで逆に、県民がちょっと心配に陥る、不安に陥るといふことのないように、しっかりとした周知徹底をしていただいて、万全の体制で対策を行っていただきたいというふうに思っています。一たび事が起こってからでは遅いというふうに思っております。

私はこのテロについて、一つはフランスでのテロ事件がございましたが、その前にやはり、昨年9月19日の、いわゆる多くの憲法学者が違憲だと言っておりました安全保障関連法案が強硬採決された、そのこともテロ脅威を高める結果になっているのではないかとこのように考えております。

次の質問に移ります。総括についてお伺いします。

これだけのお金をかけるサミットでございます。総括が必要だと思います。県民への投資だというふうになっているわけでございますが、しっかりとした総括、しかも、先ほど申し上げましたように、このサミットでの議論が県民の生活、県民の幸福実感にどのようにかかわっていくのかというようなことも含めて総括をしていくことが大事なのではないかと考えております。

総括について、どのような内容でいつごろ出されるのか、お伺いをします。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二） 伊勢志摩サミットの総括についてお答えをいたします。

伊勢志摩サミットの開催結果の御報告につきましては、まだ私ども内部で検討している段階でございますけれども、5月26日、27日の首脳会議終了後なるべく早い段階で、ジュニア・サミットや配偶者プログラムといった国の関連する公式行事も含めまして、開催結果の概要について御報告を行わせていただければというふうに考えております。

その後、夏の間、経済効果の最終試算の発表や、大学生・留学生サミットなど、平成28年度ポストサミット関連事業も含めまして、伊勢志摩サミット三重県民会議が取り組んだ事業の実績について、まとめて報告を行わせていただければと考えています。夏の間最終試算の発表や、それからポストサミット関連事業などを実施いたしまして、そのことも含めた事業実績についてまとめて御報告をいたしたいと考えております。

また、年内には記録誌を作成いたしまして、県民会議の収支関係についても報告を行わせていただきたいと考えております。その際、決算におきまして剰余金の発生が見込まれる場合には、これを平成29年度以降の県のポストサミット関連事業に活用するための方法につきましてもあわせて説明をさせていただきますと考えています。

これら県民会議に関することにつきましては、県民会議の総会及び役員会の議論を経て御報告させていただくことになるものと考えております。

以上でございます。

〔27番 後藤健一議員登壇〕

○27番（後藤健一） やはり総括ということが大事だというふうに思っております。今、るる御答弁をいただきました。

サミットという大きな行事、イベント、ある意味では、言い方を変えればサミット祭り、その祭りが終わったら、祭りの後はという状況にならないようにしっかりと総括をしていただき、県民、また議会のほうにもお示しをいただきたい、そのことを要望させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

差別のない共生する社会の実現に向けてと題しまして、障がい児・者を取り巻く課題について何点か聞かせていただきたいと思っております。

まず、障害者差別解消法の施行を控えてということでございます。障害者差別解消法が施行されるわけですが、これは、御案内のように国連総会で障害者権利条約が採択された、そのことから、日本でもインクルーシブな社会を目指そうということで障害者基本法が改正され、差別の禁止、社会的障壁の除去、合理的配慮の提供、それを具現化するものとして、今回、障害者差別解消法が施行されることになりました。

まず、障がい当事者の方から次のような声が届いております。施行を前に心配をされているわけでございます。

障害者差別解消法は、差別を受ける側の私たち障がい当事者の立場からするとその内容は不十分であり、私たち障がい者やその保護者にとって、法施行を前に不安な気持ちです。

その理由の一つが、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供が禁止されてはいるものの、何が差別に該当するのかという差別の定義を示す判断基準がまだ未整備であることです。もちろん、この差別の定義を示す判断基準づくりのためには、障がい当事者の声が反映されなければなりません。

県当局としても、その集積がまだなされておりません。当事者も差別であるのに差別であると認識できず、相談窓口で電話することなくふさぎ込んで

しまう。あるいは、また、相談窓口の担当者の力量によってこの判断が異なり、差別であっても差別ではないとされてしまうことが危惧されます。

二つ目は、障がいを理由とする差別に関する問題、過度な負担か否かをめぐる事案についての紛争解決の仕組みがまだ未整備であるという点です。この法律は、障害者差別解消法の相談窓口、三重県では障がい福祉課となっております。しかし、私たちの生活は福祉の領域のみで生活を営んでいるわけではありません。やはり障害者権利条約の趣旨からすれば、地域生活全般にかかわる人権の問題として横断的に対応できる部署が窓口を担うべきだと考えています。

それでも不可能な場合には、処理するとともに紛争の解決を図ることができるよう、必要な体制の整備を図るものとされています。相談にとどまらない、新たな紛争の解決の仕組みが必要です。司法へ移行することも考えられますが、費用や時間、労力、過重な負担の問題が生じます。

こうした課題に対応するために、和解や合意形成のためのプロセス、紛争解決のための仕組み、知事によるあつせん、差別行為を行った者への勧告や公表などを盛り込んだ、他県で取り組まれているような県条例を整備し、法律を補完する必要があると考えております。

これが当事者の声であります。

県ではこの施行を前に、基本方針に沿って職員対応要領が既に出されております。相談体制の整備、あるいは、また、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に取り組まれております。

職員対応要領、これでは留意事項も示されて、10回を超える説明会が既になされております。ただ、先ほどの当事者の声がありますように、混乱なく対応されるのか、私も心配しております。

そこで、この差別解消に向けた取組、そのことについて、とりわけ障害者差別解消支援地域協議会、報道では、約1800自治体の中で、まだ準備に入ったところが1%程度という報道もなされております。県下の状況についてもお聞かせいただきたいと思います。相談窓口、そして、何が差別に該当する

のかどうか、そのあたりの周知、とりわけ民間事業者への対応指針や周知についてもお聞かせください。

次に、教育委員会にお尋ねします。教育委員会では2回にわたって研修会が持たれております。ただ、県立学校職員等への対応要領がまだということでございます。これから4月施行を前に、小・中・高・特別支援学校の教職員に対して周知できるかどうか、心配であります。

また、インクルーシブ教育について、障害者差別解消法の施行のもとでどういうふうに進めていこうとされるのか。インクルーシブ教育では合理的な配慮が提供されることとなっております。人的配置、施設整備、条件整備など、学校現場で合理的配慮が実現できるような、話し合いによって調整できるシステムも必要と考えております。

お聞かせいただきたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 障害者差別解消法の施行に向けた準備について御質問をいただきました。

4月からの障害者差別解消法施行に向けて、県では障がいを理由とする差別の解消を進めるため、国が策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即した取組を進めております。

まず、職員対応要領でございますけれども、県の行政サービスにおける不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、職員が適切に対応するための要領として、基本的な考え方のほか具体的な例も明示いたしまして、12月に既に策定しております。なお、全職員を対象とした説明会も先週までに終えているところでございます。

それから、相談窓口の整備ですけれども、当事者及びその家族、その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談につきましても、県として健康福祉部内に相談窓口を設置し適切に対応するとともに、様々な事例に迅速かつ的確に対応できるよう、国や市町等でも設置が進められております相談窓口をはじめ、法務局に設置されております人権相談窓口など、既存の

関連する窓口との連携体制も整えてまいりたいというふうに考えております。

それから、紛争が生じた場合の対応でございますけれども、実際に事例が生じた場合につきましては、これらの相談窓口で内容を把握し、適切な機関につなぐことにより解決を図っていくと、そういうことを基本に、複数の機関がかかわる必要がある事案、あるいは市町から支援を求められている事案などにつきましては、県に設置する予定の三重県障がい者差別解消支援協議会、仮称でございますけれども、において、解決に向けた取組などを協議、調整してまいります。

また、この協議会は障がい者差別の解消に関する様々な機関により構成する予定ということでございますので、関係機関が対応した事例の共有、あるいは合理的配慮の事例の収集などにも取り組みまして、類似事案の発生防止をはじめとした、多くの機関でよりよい実践がなされるようにも努めてまいりたいというふうに思っております。

今後ですけれども、県といたしましては、相談窓口の業務の明確化等の準備、それから、三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）の構成や運営方法につきまして整理、検討を急ぎますとともに、法律が施行されます4月以降は、窓口での相談対応、スムーズな事案解決を図るための窓口相互の連携、協議会の活用、運用を進め、具体的な事例も積み重ねまして、障がいを理由とする差別の解消に努めていきたいというふうに思っております。

それで、御質問がございました、例えば市町での協議会の状況でございますけれども、現在の段階で、設置予定が8市町、未設置が20市町、予定なしのところも1市あるというふうに伺っておりますけれども、これもこれから取組を進めていく中で適切に助言、指導してまいりたいと思っておりますし、それから、各事業所への指導ということで、各大臣においてガイドラインをつくるということになっておりますけれども、これにつきましては各省庁、もう既につくっております。それにつきまして通知も来ておりますので、それに基づく取組が進められていくというふうに思っております。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 障害者差別解消法の施行に向け、現在策定中の職員対応要領の内容と周知について聞きたいということについて御答弁申し上げます。

平成28年4月1日より、いわゆる障害者差別解消法が施行され、その理念の実現のため、学校教育分野においては、特に障がいの有無にかかわらず、子どもたちが自立と社会参画のための力を育ていけるよう、学習環境を整えていくことが重要であると考えています。

県教育委員会では、障害者差別解消法の規定に基づき、国が示しました障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、県教育委員会事務局及び県立学校の職員が適切に対応するための要領を年度内に策定することといたしております。

対応要領は、三重県職員を対象とした対応要領に加えまして、学校教育分野における障がいを理由とする不当な差別的取り扱い、及び、視覚情報の処理が苦手な児童生徒などのために黒板周りの掲示物などの情報量を減らすなど、合理的配慮の具体例を、3点の観点から、物理的環境への配慮や人的支援への配慮の具体例、2点目は意思疎通の配慮の具体例、3点目はルール、慣行の柔軟な変更の具体例などに即して、独自に策定することといたしております。

要領の策定に当たりましては、学校教育に関して文部科学省がまとめた、民間事業者、私立学校等を対象とした対応指針を参考にして、校長会や関係団体と協議を行ってまいりました。

県教育委員会ではこれまでに、障害者差別解消法について様々な研修の機会を通じて周知してまいりましたが、対応要領につきましても、管理職及び教職員を対象とした研修会や、各校における校内研修の場を通じて、しっかりと周知してまいります。

また、対応要領が円滑に運用されるよう、障がい者及びその家族などの相談に的確に対応するための相談窓口を人権教育課に設置し、適切に対応してまいります。

なお、小・中学校の対応要領は各市町教育委員会において策定することとなっておりますが、必要に応じて助言並びに支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔27番 後藤健一議員登壇〕

○27番（後藤健一） 4月1日、あと1カ月ということでございまして、本当に混乱のないように、それぞれの立場で取り組んでいただきたいというふうに思っております。

特に、障がい当事者のほうから次のような声を最後に読ませていただいて、次の質問に移りたいと思います。

様々な不備のある障害者差別解消法を上乗せ、横出しするという条例を県として制定し、法の3年後の見直しを見据えつつ、ほかの自治体のモデルとなるような条例を先んじてつくっていくという姿勢を示すことが、サミット開催県、そして、その後の全国障害者スポーツ大会、国民体育大会の開催県として、本当の意味で障がい者が障がいのない人とともに、権利の主体者として地域で暮らしていける三重をつくり上げていくために必要だと、こういう声でございます。私も全く同感でございまして、日本一の障がい者の住みやすい県、それを実現していただきたいというふうに思っております。そのためにも、県条例が必要だという立場でございます。

次の質問に移らせていただきます。特別支援教育の推進ということです。

ここでは、子どもの数、これがどんどん、どんどん減っていきます。平成27年度と平成32年度、これを比べますと、平成32年では5000人近く減少する。そういう状況の中で、逆に特別支援を必要とする子どもの数は増加の一途をたどっております。

県は、三重県特別支援教育推進基本計画、そして、また、三重県教育ビジョン、そこでもやはり、支援の必要な子どもの数が増加している、どこの学校にもそういう子どもがいる、そういう表現がなされております。

こうした現実を前に、特別支援教育の今後の方向性について、基本的な考

えをお示しいただきたいと思ひます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 今後の特別支援教育をどのように進めていくのかということについてお答え申し上げます。

差別のない共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムの構築が何より不可欠であり、そのためには特別支援教育を着実に進めていく必要があります。

インクルーシブ教育システムは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶ仕組みであり、各学校で障がいのある子どもが十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の提供とその基礎となる環境整備が求められます。

三重県においては、三重県特別支援教育推進基本計画を平成27年3月に策定し、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進しているところです。

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもは、議員の指摘にもありましたように年々増加しており、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、十分な教育を受けられるよう、本人、保護者の意向を尊重した就学支援を行っています。

特に、少人数学級の維持、充実とともに、特別支援学級については、地域の学校で学びたいという願いに沿って、ここ4年間で137学級増設し、平成28年度には現在1030学級を見込んでいるところです。

また、障がいのある子どもの支援に必要な情報が就学前から確実に引き継がれるよう、情報引き継ぎツールであるパーソナルカルテの作成及び活用を促進するなど、早期からの一貫した教育支援体制の準備を進めています。

さらに、全ての学校に設置されている特別支援教育に関する校内委員会の機能や特別支援教育コーディネーターの専門性の向上など、校内の支援体制の充実を図っています。

県教育委員会といたしましては引き続き、三重県特別支援教育推進基本計画に基づき、障がいのある子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進するとともに、障害者差別解消法に義務づけられた合理的配慮について各学校が適切に対応できるよう、教職員への理解啓発を図ってまいります。

以上でございます。

〔27番 後藤健一議員登壇〕

○27番（後藤健一） 御答弁いただきました。インクルーシブ教育を進めるということでございます。

県教育委員会としての特別支援学級の設置等について大変な御尽力をいただいております、私も理解をしておるところでございますけれども、ただ、現場の実態は少し違うようでございます。

私も毎年、松阪市内小・中学校を全部訪問して懇談をしております。そういった中で、現場の実態について少し皆さん方に知っていただきたいと思っております。

ある学校では、障がい児学級、小・中学校のほうですので特別支援学級。失礼しました。特別支援学級についてのことについて触れさせていただきたいと思っております。

在籍の子どもが8人。その中の2人はほかのお友達にすぐ手が出てしまう。一日中つきっきりで支援している状況です。

そして、また、ある学校では、2年生から6年生にわたって10人の特別支援学級に在籍している子どもがいる。協力学級での授業等、特別支援学級担任が毎時間、校舎内をまさに走り回って対応しています。

そして、また、この学校、300人規模の学校ですけれども、通常学級に在籍して支援を必要とする生徒が、1年生から6年生まで30人、約1割いるのです。

そして、また、別の学校では来年度、特別支援学校の判定を受けた子ども

が入学してきます。常時大人がついていなければ心配です。

また別の学校では、在籍する生徒が8人です。やはり担任のみでは大変な状況です。また、支援の必要な児童が多数おり、現在、教諭が空き時間に支援をしていますが、足りていません。

そして、また、ある学校では3クラスで24人の特別支援の子ども、3学級でございますけれども、子どもの数に対してやはり担任が少ない。いろいろ教職員の間でどう支援するか工夫しているが、追いついていけない。

こういったことが、小・中学校の特別支援学級の教職員の実態でございます。

私は、日々教員の方が熱心に、一人ひとりの子どもたちを大事にということでやっておりますが、やはり物理的にもかなり厳しいところに来ております。ぜひとも特別支援教育に人的配置を、教育にお金をかけていただきたい、そのことを要望させていただきたいと思っております。

次に、障がいのある教職員への支援についてであります。

法定雇用率は、県教育委員会、2.2%に対して2.25%と達成されております。現在、三重県下では、1万887.5人の教職員の数に対して、障がい者の数は245.0人です。重度の方が64人でダブルカウントされております。これは、労働局から出された平成27年度のデータでございます。重度の方以外で110人。短時間労働職員が12人。これは0.5人のカウントです。

こういったたくさんの方が現場にみえるわけでございまして、障がいのある教職員が円滑な教育活動ができるような支援についてお聞かせいただきたいと思っております。

そして、また、障がいのある方の採用についてでございますけれども、特別選考が実施されております。自力による通勤が可能であり、教員としての勤務の遂行が介助者なしに可能な人という条件がついております。資格がついております。そういったことについてもどうしていくのかを含めてお聞かせいただきたいと思っております。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 2点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、1点目の県立学校でのバリアフリー化についてお答え申し上げます。

県立学校施設におけるバリアフリー化については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画において、県立学校の多機能トイレ設置率と、身体障がい者対応エレベーター設置率を指標としております。

計画当初の平成18年度と平成26年度末を比較しますと、トイレが83%から95.9%、エレベーターが35%から56.8%になっております。最終の平成30年度の目標値である、トイレが100%、エレベーターが59%を目指して計画的に取り組んでまいります。

また、障がいのある教職員が勤務する学校における施設上の支援につきましては、これまでも学校と協議の上、トイレやエレベーターのほか、スロープや階段手すり、点字ブロックなどの設置にも取り組んできたところです。今後も、教職員が働きやすいだけでなく、何よりも障がいのある児童生徒にとっても安全で安心して学ぶことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

2点目の教員採用に当たって障がいのある方の資格要件を緩和してはどうかという点についてお答え申し上げます。

本県教育委員会の障害者実雇用率は、平成27年6月1日現在で2.25%で、全国11位でございます。平成26年度に引き続き、法定雇用率2.2%を達成しているところです。

教員採用につきましては、障がい者の雇用促進を図るため、平成12年度の教員採用試験から障がい者を対象とした特別選考を実施し、計23人を採用してきたところです。

この特別選考における応募資格は、教員免許状を有することに加え、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人で、自力による通勤が可能であり、教員としての職務の遂行が介助者なしに可能な人としています。

資格要件につきましては、平成21年度実施の特別選考から、年齢要件を40歳未満から60歳未満に引き上げました。

また、障がい者を対象とした特別選考以外の試験についても、申請書に志願者が配慮を希望する欄を設け、筆記試験では試験問題の拡大や点字対応、車椅子の方への座席の配慮、リスニング試験では聞こえやすい位置への座席の変更や別室での受験、面接試験では目の不自由な方が見えやすい位置への座席の変更、手話通訳の配置など、できる限りの配慮を行っているところであります。

一方、教員免許状を有する障がい者は非常に少ない状況であるため、毎年県内外の教員養成課程を有する大学を訪問し、障がいのある学生の免許状取得や教員採用試験の受験の働きかけを行っています。

障がいのある方が教員として学校で勤務することは、児童生徒に人を思いやる心を育んだり、頑張る気持ちを生むなど、よい影響を与えることが期待できます。

これまでも障がい者の受験機会の拡大に努めてきたところですが、さらにもどのような取組ができるか、他県の状況も調査するなど検討してまいります。以上でございます。

[27番 後藤健一議員登壇]

○27番（後藤健一） 御答弁いただきました。

県立学校については県の教育委員会ということでございますけれども、市町の小・中学校、これについても、ぜひともいろんな支援という形で今後取り組んでいただきたいと御要望させていただきたいというふうに思います。

そこで、松阪市内には車椅子の先生がみえます。その方から次のような手紙をいただいておりますので、少し紹介させていただきたいと思っております。

一つは、教員採用試験、先ほどもございましたが、障がい者を対象とした特別選考の申込資格で、自力による通勤、また、介助なしに職務遂行という条件がございます。教師になるという夢を持って教育学部などで教員免許を取得しても、採用試験そのものが受けられないことになっています。

特に、条件と書かれている自力による通勤は、本当に車を運転できる者、公共交通機関を利用できる者だけでなく、介護タクシー、福祉移送サービスなどを利用する方も、自分で移動手段を確保しているわけですから、その通勤方法を認めていただく、ひいては障がいのある方だけに条件をつけることをやめてくださいといったようなこと。

そして、また、障害者差別解消法が施行されます。そして、障がいのある方への差別の禁止、合理的配慮の提供が法律的にも義務化されます。バリアフリーの設備面での合理的配慮だけでなく、障がいがある教職員を補助する人的加配の配慮も強く要望します。人的配慮がないため、修学旅行の引率ができず、学年配置が固定化されていたり、黒板への板書や生徒対応などで、困難さから担任業務をする経験を除外されていたりする現状があります。こういうことは、障がいのある子どもにも当てはまることです。

こういうことが書かれております。

障がいのある教職員が現場で伸び伸びと思うように活躍できる、そういう場を提供していただきたい、そういうふうに思います。

それでは、次、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

災害に強い地域の実現に向けてということで2点ほど質問させていただきます。

洪水対策ということで、まず質問させていただきたいと思います。

昨年12月12日でございますけれども、知事と竹上松阪市長との1対1対談がございました。私ども地元4県議も聞かせていただいたところです。

その中で市長より、床上浸水ゼロに向けて、県と市の連携強化のもと、河川改修について10年先に成果が出るように検討会をつくってほしいと要望が出されております。知事のほうからも検討会を立ち上げると答えていただき、私もすぐメモをとらせていただきました。

それを受けて、1月20日、検討会が持たれ、市内4河川について検討していく、現地調査もされたと新聞で報道されております。一刻も早く、床上浸水の心配をしなくていいようにと切望しているところでございます。

そこで、10年ということになっているわけですがけれども、まだ緒についたところでございますけれども、県としてどのような対策を考えてみえるのか、現状と課題、そして今後の見通しについてお聞かせください。

そして、また、今回は知事と松阪市長との1対1対談がきっかけでございます。こういったことについては、河川のしゅんせつ等で協議をされているわけでございますけれども、このような検討会という仕組みを全県下の広げて、協働して課題解決に取り組むことも大事だと思っております。

いかがでしょうか。当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔水谷優兆 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、私から、松阪市との連携による浸水対策についてお答えをいたします。

松阪地区浸水対策検討会は、松阪市が行う内水対策と県が実施している河川整備を連携して行い、おおむね10年間で床上浸水被害を軽減する目的で、松阪市長の提案により設置をしました。

先ほど御紹介がありましたが、第1回検討会を本年1月20日に開催し、県と市の関係者が合同で、松阪市内の愛宕川、名古須川、百々川、三渡川の4河川の現地調査を行いました。

3月には第2回検討会を開催する予定であり、浸水被害の原因について意見交換を行うなど、まずは浸水メカニズムを明らかにし、原因の究明に取り組んでいきたいと考えております。その後、様々な対策が、提案が出てくると思いますが、それぞれの役割分担を明確にした上で、実現に向けての取組をしていきたいと考えております。

次に、このような取組の他地域への拡大については、県が河川改修を実施している地域において、市町の具体的な内水対策計画がある場合に、連携の取組を行っていききたいと考えております。

〔27番 後藤健一 議員登壇〕

○**27番（後藤健一）** 御答弁いただきました。これからということでございます。なかなか難しいという課題も見えてくるのかなと思っておりますが、ぜひとも

10年間で床上浸水ゼロとなるように、結果を期待しております。よろしくお願ひしたいと思います。

全県下的にはそれぞれの市町の課題もあるということですが、やはりこういった仕組みが大事なのではないかというふうに思っておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

次に、中小河川の整備ということで二つ聞かせていただきたいと思います。赤川と三渡川ということでございます。

まず、赤川でございますけれども、松阪市内の自治会からも要望が出されております。ちょうど赤川というのは、県道24号松阪久居線の雲出川と支流の中村川の間、そこが氾濫すると海のようになるということでございます。

(パネルを示す)これが2年ほど前の状況でございます。

こういった状況に対して、やはり地元から次のような声が寄せられています。古来より台風、特に昭和28年13号、34年伊勢湾台風、57年台風災害等、幾度となく被害に遭っている、何とかならないのかということでございます。

特に国との連携等、この赤川に対する河川改修について、国との連携も含めて聞かせていただきたいと思います。

そして、もう一つ、三渡川でございますけれども、この三渡川についても大変な状況です。2年前の台風でございますが、これは11号台風で浸水、床上8戸、床下16戸というような状況が出ております。

ここでも地元の方からこういう話が届いております。三渡川は、古くは涙川、そして貧乏川と呼ばれています。台風や大雨で、学校の前は水が付き、通行どめとなります。日常茶飯事で当たり前のようで、気にもならないようです。河川改修は下からと、私たちのところはいつごろやってくるのかな。近鉄、JRの鉄橋がネックになっている。計画だけでも示してほしい。

もう一つ問題があります。堤防の左岸と右岸の高さが違います。建設当時、故意につくられています。(パネルを示す)この状況です。これ、上流を見ているので、左側が右岸ということになります。2年前の台風でも、この右岸のほうに水があふれております。

こういった状況について、三渡川の現状をどう認識されているのか、また、河川改修についても聞かせていただきたいと思います。

〔水谷優兆 県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、まず初めに、松阪市内の赤川についてお答えします。

赤川は一級河川雲出川の支川で、旧一志町と旧嬉野町の境を流れる、県が管理する一級河川です。これまでに災害関連事業などにより整備を進め、河道の改修は概成しております。

今後計画されています赤川の浸水対策関連事業は、国が現在実施している雲出川直轄河川改修事業による樋門設置となっております。県としましては、この対策が着実に実施されるよう、国に対して要望していきたいと考えております。

次に、三渡川についてお答えします。

松阪市街地の北部にある二級河川三渡川は、河口から市道の三渡橋下流部まで改修済みとなっております。

現在、市道三渡橋を含む約1.6キロメートル区間と、先ほど御紹介がありました平成26年8月の台風11号による浸水被害のあったJR名松線下流部の約1.1キロメートル区間の2カ所で整備を進めております。

市道三渡橋を含む工区では橋梁のかけかえ工事を行っており、平成30年度の橋梁工事の完了を目指しております。

また、JR名松線下流工区では、被災後、河床掘削に着手をしております。この工区では、早期の抜本的な改修は困難ですが、引き続き、先ほど御紹介がありましたような河川の状況の把握に努め、地域の皆さんの声をしっかり聞きながら整備を進めていきたいと考えております。

〔27番 後藤健一 議員登壇〕

○**27番（後藤健一）** 御答弁いただきました。特に赤川については、国との連携、要望していくということでございますし、三渡川は既にしゅんせつ等もしていただいておりますけれども、先ほどの右岸と左岸の高さが違う、私は、

これは歴史的にもこれまでの経過等があるんだろうと思いますが、このことについてどうされるのか、そこだけちょっと聞かせてください。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 先ほども答弁させていただきましたように、地域の声を聞きながら適切な対応をやっていきたくて考えております。

〔27番 後藤健一議員登壇〕

○**27番（後藤健一）** もう時間がありませんが、私は、右岸と左岸の県民は同じであります、ぜひとも県当局で一刻も早く高さを同じにさせていただきたい、そのことを要望して、時間が参りましたので終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（中村進一）** 20番 中村欣一郎議員。

〔20番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

○**20番（中村欣一郎）** 皆さん、おはようございます。真珠養殖発祥の地、海女さんの数日本一の鳥羽市選出の自民党の中村欣一郎でございます。

今回は三つ質問を予定しておりますが、大体1問目40分、2問目10分、3問目10分の配分で頑張っていきたいというふうに思います。

発言はなるべくゆっくり、難しい言葉や議会用語などは使わずに心がけてまいりたいと思いますので、答弁のほうもそのようお願いしたいというふうに思います。

まずは、質問に関連して地元の話題を一つ紹介したいと思います。

こちら、（パネルを示す）鳥羽市の観光PR「とばあば」のCDでございます。曲のタイトルは「We are the とばあば！」。

先日、知事室のほうへもこのど派手な衣装で御挨拶にお伺いをいたしました。赤いほう、左がエビを想定しましたえびりんと、右側の青いほう、アワビを想定したあわびこさんの2人が歌っております。知事もその後、CDを聞かれたことかと思えます。

この2人は現役の海女なんですけれども、この美熟女戦士が自分たちの海を守るために、海に悪さをする手前のアカシーオになろうとするふかふかプラント〜ンという悪者とバトルを繰り広げようという設定で歌を歌ってお

ります。1月末現在で368枚ほど売れているそうです。

これは、昨年、鳥羽市が地方創生先行型交付金を利用して展開をいたしましたバズマーケティング戦略事業、またの名をロコミ戦略事業の中で、鳥羽一郎さんのプロデュースでCDデビューできますよという呼びかけがありまして、彼女たちは見事にオーディションを合格いたしました。実は応募は2人だったわけなんですけれども、私でよければ地域のために何か少しでもお役に立てるならと積極的に手を挙げられた本当に勇気のある2人です。私も心から敬意を表しているところでございます。

なぜここで私がこの紹介をするかということ、その中に歌われている歌詞なんですけれども、「三重県鳥羽市、真珠の故郷、この手で守りたい」、あるいは、「邪魔は絶対許さない、このまちが大好きだから」、歌詞の中には当然、鳥羽のPRソングなので、鳥羽、鳥羽、鳥羽という言葉が出てくるんですけれども、そこは伊勢であろうと志摩であろうと、また三重であろうと、どこに置きかえても続けられる歌詞ではないかなというふうに思っております。

邪魔は絶対許さない、伊勢湾を何とかしたい、この手で守りたい、お肌のたるみも気になるけど、湿布を貼っても膝の痛みはおさまらないけど、この海を、このまちを何とかしなければと叫ぶこの歌のBGMを心の中に響かせながら質問をしたいというふうに思います。

まず初めに、伊勢湾の環境の現状と目指すべき姿についてをお聞きしたいというふうに思います。

伊勢湾の環境についてと言いますと余りにスケールの大きな話になってしまいます。主に伊勢湾を生活の糧としております水産業の皆さんの観点、また、観光資源として、あるいは、海水浴など、自然体験として海浜を使用する機会も多いわけなんですけれども、そういった中で、水質や水温、沈んだり漂流したり漂着したりしているごみの問題など、これらについて、近年の取組とこれからどのような目標に向かっていくのかについて、まず、環境生活部の見解をお聞きします。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 伊勢湾の水環境の改善に向けた取組の現状ということで、私のほうでは水質総量削減の取組を行ってきたということでございまして、伊勢湾におきましては昭和54年に水質総量削減制度が導入され、流入する水質悪化の原因物質、これ、汚濁負荷というふうに呼びますけれども、これの計画的な削減に取り組んでまいりまして、その結果、流入する汚濁負荷の量につきましては約半分というふうになりました。しかしながら、伊勢湾についてはいろんな問題がございますので、引き続いて国のほうでも新しい削減方針というのを今現在つくろうとしております。それに基づいて県のほうでも新たな計画をつくるという準備段階でやっておるということでございまして、引き続いて、この水質総量削減の取組、これについてはしっかりと取り組んでいきたいということでございます。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） 答弁ありがとうございます。

ごみの問題も聞きましたので、漂着ごみのこともお答えいただけるかと思つたんですけれども、よろしいですか。お願いします。

○環境生活部長（高沖芳寿） 漂着ごみにつきましては以前から、海の汚濁の問題の一番大きな問題というか、大変大きな問題というふうな認識をしております。伊勢湾の水環境の保全に向けては県民の伊勢湾に対する保全意識の高まりが重要ということもありまして、しっかりと取り組んでいかなければいけないという思いがございます。

美しい海岸、その景観保全、それから、自然環境を守る上で問題となっております海岸に流れ着くごみ、海岸漂着物でございますけれども、これの対策に集中的にこれまで取り組んでまいりました。そして、本県知事の提案によって、東海3県1市で構成をしております海岸漂着物対策検討会、これを設置いたしまして国に対して予算要望等々をさせていただいた結果、対策に係る予算が措置されるなど、海岸漂着物対策に係る取組が一定進んでまいりました。

そして、また、具体的な取組といたしまして、海岸漂着物の被害が集中する鳥羽市の答志島、そこの現状を知った東海3県の環境団体の皆さんが、22世紀奈佐の浜プロジェクトを立ち上げ、答志島での海岸清掃、あるいは伊勢湾流域での各地の現状を学ぶ活動などを行っていただきまして、豊かな伊勢湾を取り戻すために取り組んでいただいている現状がございます。

県といたしましては引き続き、こういった環境活動団体の皆さんとも連携して、伊勢湾の水環境の保全にしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

[20番 中村欣一郎議員登壇]

○20番（中村欣一郎） ありがとうございます。

まず、漂着ごみの問題なんですけれども、先ほど部長が言われましたように、住民意識の高まりを私も肌で感じておるところでございます。

海岸清掃のイベントに参加をいたしますと主催者は決まり文句のように最初に言う言葉がありまして、それは、三重県知事のきっかけによって3県1市の海ごみへの関心が高まったというようなこと、ちょっとよいしょもあるのかもしれませんが、そういうふうに言っていただくことがたびたびあります。三重県側の参加者として、私も本当に誇らしい気持ちになります。

そして、実際に浜のほうも、鳥羽だけの場合ですけれども、きれいになってきたといえますか、参加者自体が年代も地域的にも大変幅広い地域から集まってくれるようになりました。

そして、また、例を挙げると、先ほど部長が言われました、最も象徴的に取り上げられる鳥羽市答志島の奈佐の浜海岸の清掃活動には、離島であるにもかかわらず、船賃を払って参加するにもかかわらず、この1年間で延べ1000人を超える清掃活動のボランティアが駆けつけてくれたんだそうです。ちょっと本気にされると困るんですけれども、明日またボランティアが来てくれるけど捨てるごみがなくて困ると、うれしい悲鳴というんですか、そういう冗談も耳にするくらい頻りに各種団体が来られている状態です。

とはいうものの、一方、先ほど部長はおっしゃられませんでしたけど、も

とから断つという発生抑制の対策のほうは、思ったようには進んでいないのではないかなというふうに思います。広報や啓発する以外には今のところ打つ手がないというような状況ではないかなというふうに思います。啓発イベントやテレビの啓発番組、そして、テレビ、ラジオでのコマーシャル、目新しいところでは、近鉄電車の車体を丸ごと海ごみの啓発ポスターでくるんだラッピング電車、映画館の幕合いでCMを流すシネアドといったこと、それらにも非常に新規的に取り組んでいただいたんですけれども、これらがどれほど効果があったものかなというのは雲をつかむような感じで私もわかりません。いまいち、これをやり続ければ陸域から海域へのごみの流出は減っていくという感触は感じていないところでございます。

何も打つ手がないときに私が地道にやってほしいことというのは、調査をしてデータをとり続けてほしいなというふうに思います。地味な仕事ではないかと思うんですけれども、今の時期、そういうことを積み重ねていって発生源の対策につなげていただきたいなというふうに思います。

これまででは、どこへ流れ着いた、どのくらいの量でどんなごみが流れ着いたという調査は随分されてきましたけれども、どの川からどんなごみがどんなふうに出てきているのかというのはやっていなかったのではないかなと思います。

大変、本当に地味な細かい仕事で、例えばですけれども、ネットを張ってごみをとめてその数を勘定してというのは派手さのない事業かと思えますけれども、発生源の抑制につながるデータが得られるのではないかなというふうに思いますので、（仮称）海ごみ河川由来流出調査みたいなものをしていただけるとありがたいです。

続いて貧酸素の件なんですけれども、もう少し私のほうからかみ砕いて説明をさせていただきたいというふうに思います。

というのも、何年か置きに必ず誰かが伊勢湾の貧酸素のことを質問されております。私も以前しましたし、一昨年は議長もされたのではと思いますが、ともすると質問者と担当部長だけのやりとりの世界に入ってしまうがちです。

今回はなるべく多くの皆さんにも漂着ごみのように貧酸素のことを共有していただきたく、少し時間をかけて私のほうから話をさせていただきますので、おつき合い願いたいというふうに思います。

貧酸素とは、海の中に酸素の溶け込んでいる量が極端に少ないために生物が生きにくい状態のことをいいます。その生きにくい酸素の塊が、貧酸素水塊という、貧酸素の水の塊と言われるものです。

貧酸素の「貧」という字は「貧しい」という字を書きますので、これからも意味を酌み取っていただけるとは思いません。

貧酸素の原因の一つに海の富栄養化というのがあります。富栄養化、栄養が富む、のどろが悪いのかというと、余り栄養があり過ぎると植物性プランクトンが大量に増えて赤潮の発生につながります。その赤潮がやがて死滅して海底に沈むわけですが、今度は、その海底に沈んだ赤潮、植物性プランクトンの死骸は微生物によって分解されますが、その分解の際に海の中にある酸素を消費してしまうので海の中の酸素が少なくなるわけです。その著しいのが酸素の溶け込んでいない海水の塊、貧酸素水塊と言われるものです。

貧酸素水塊は昔もあっただろうと思われまふ。自然界そのものにも生じていると言われておりますので、その発生要因がたった一つの単純なものではなく、何せ自然界のことですから原因は複合的で多岐にわたると思われまふ。しかし、ここでまず人間の営みの中で最も効果的な対策を考えると、伊勢湾の水質を富栄養にならないようにしようということで、伊勢湾に、陸域から海域に流入する水質をよくしようというのが、先ほど部長が言われまふ伊勢湾の水質の総量規制というものではないかと思われまふ。

ただし、一気に規制を厳しくしてしまうと、私たちの生活が著しく不便になったり、工場などの生産活動にも支障を来します。また、どれだけ厳しくすればどれだけ効果があるのかの見きわめも長期的な視点が必要ということで、昭和54年から少しずつ少しずつ、様子を見ながら厳しくしてまいりました。

どのような項目に規制がかかるかということ、CODと窒素とリンの3項目

です。CODは当初に比べて約半分くらいに減ってきております。窒素は3分の2ぐらいに減り、リンは半分以下に改善をしてきております。規制する数値には大きく分けて生活系と工場などの産業系がありますが、産業系よりも生活系の改善数値が低いために、最近では生活排水の見直しに重きが置かれているところ です。

かれこれ7度の見直しがされてきて、今から8回目の見直しに着手をされるということです。難しいのは、水産業への影響も考慮に入れなければなりません。というのは、全く栄養のない海になってしまうと水産業にも影響が出てしまいます。私がよく地元で言われることなんですけれども、きれいな海より豊かな海に戻してくれというのをよく言われます。水は確かに透明度が出て外見はきれいになったようにするけれども、海で魚や貝が伸び伸びと泳ぐような、これ、豊かという言葉もちょっと難しいんですけれども、そんな海に戻してもらえないかというのを本当にたびたび聞くん です。ノリなどの海藻とかカキやアサリなどの貝類は海水中から養分を得ているわけ でした、ここが閉鎖性水域の伊勢湾のジレンマではないかなというふうに思 っております。

さて、貧酸素水塊のことがわかっていただけたかと思うんですけれども、それがどのように悪さをするかというのを、パネルを使って説明したいと思 います。

自家製のパネルでございます。(パネルを示す)説明するのにいい資料が なかったので自分でつくってまいりました。

1と2と3というのがあるんです。この図のまず左側が津側、右側が知多 半島側になります。ちょうど県庁のある津の沖の真ん中辺まで行って、名古屋 のほうを向いてぶくぶくっと身を沈めるとこんなふうに見えるかなという ふう に思います。

1番は何のことを意味していると思いますか。これ、本当の海の深さなん ですね。津から知多半島のあたりまで、約30キロぐらいありますので、30セ ンチであらわしました。伊勢湾の平均水深は約20メートルで、津の沖の深い

ところで30メートルほどなので、厚みにすると0.3ミリメートルぐらいになるので、この線では表現できないぐらい伊勢湾は浅い湾だということをおわかっていただけたらと思います。

東京湾は40メートル、50メートルのところがありますが、伊勢湾は非常に浅い。私もこうやって描いてみるまでは余り意識したことがなかったんですけど、ちょっと頭の中を切りかえないといけないかなというふうに思ったところです。

さて、その0.3ミリメートルの深さを200倍に拡大して表現したのがこの2と3の図になります。2の図で言うと、この真ん中の青いナマコのような形をしたのが貧酸素水塊と私は表現しました。海面近くは夏であれば日がよく当たって、上の面の水温とか、あるいは川の水が多いときには、塩分濃度の違いによって重さが違うので、大体まじり合わずにこうやって下と上に分かれております。魚の生息域にもよるんですけども、このように魚もゆったりと泳ぎ回り、干潟や浅場の泥の中では貝やゴカイも生きております。

3番なんですけれども、そこへ北西風、西風とか北風が陸から沖へ向かって吹くと、要は津から沖に向かって風が吹くと、表面の水が知多半島側に押されてその水は下に潜り込もうとするので、真ん中でんと座っていた貧酸素水塊が三重県側にずれてきて、それが浅場のほうに来て表面に顔を出したりしますと、これが青潮とか苦潮という現象になりまして、比較的動ける魚は逃げたりもできるんですけども、泥の中に住む貝やゴカイはそうそうは移動ができないので全滅するというふうになります。そして、また、死んだ死骸も分解されるときに酸素を使いますので、もう一度貧酸素の連鎖が生じると言われております。

もう一枚のパネルで、（パネルを示す）今度は上空から撮った様子を紹介したいというふうに思います。

水中に溶け込んだ酸素の量を県水産研究所が伊勢湾内の16カ所で定点観測しておりますが、そこから得られたデータで、これは、下にも書いてありますが、四日市大学の先生からお借りをいたしました。

その年の気候の状況にも左右されるわけなんですけれども、貧酸素水塊の広がりや収束のぐあいというのは大体似たような傾向が出ているということです。これは2010年の分布図です。紺色が濃いほど貧酸素の度合いが高いわけです。左上から5月、6月、7月、8月、9月、10月。5月から6月にかけて貧酸素水塊があらわれ始めて、7月になると湾の奥のほうへ移動して、8月には目いっぱい大きくなりまして、秋に向かって収束していく、最後は三重県の西側に寄ってきた感じでその後なくなっていく、11月ごろには消滅をしていくというのが毎年の流れです。

夏場になると大きくなって冬場になるとおさまっていくのは、夏は先ほども申しましたように表面の温度だけが日差しで温かくなって、温かい層と冷たい貧酸素の層とが非常に差別化されてまじり合わない。冬はその水温が表面上も低くなるので、水の縦方向の、垂直方向のまじり合いぐあいが生じるのでなくなっていくということです。

以上のように貧酸素水塊について紹介をさせていただいたわけなんですけれども、先ほどの分布図は平面だけのものにして、本来ならば縦方向の厚みとか体積としても考える必要があります。

四日市大学の千葉先生のお話では、面積的には余り変わっていないように見えるんですけども、体積的には小さくなってきているという感触があるそうです。ただ、この海底には近年ではなく、ずっと前から堆積したものが大量にあり、それが有機物、微生物に分解されていくときのスピードなどにもばらつきがあるので、いつ頑張った施策がいい効果を生んでいるかというのがなかなか判断しづらい、だから、これからも長期的な観測が必要であると言われております。

また、先生は、伊勢湾の貧酸素のデータは東京湾と比べて随分前から三重県はとってきているということで、三重県水産研究所はよくこんなものをこれだけとっていたなということで評価もしていただいております。商売で言うところのマーケティングの部分に力を入れておられたんだと思うんですけども、そういうことでデータがたくさんあることがこの解決につながっ

ているということを示唆いただきました。

大きな問題解決に向けて海の状況のデータをしっかり充実させて、貧酸素の地図などは今も県水産研究所が発信しておられますけれども、漁業者の皆さんは魚の居場所をこれで判断するというもお聞きしています。貧酸素のいっぱいあるところには漁に行ってもいないわけなので、それよりも、そこから逃げてきたふちのところにとくさんいると、単純にはそういうふうには考えられ、そういったふうにも活用していると聞きますので、環境面での役立て方と漁業者への情報提供という両方の面でしっかり取り組んでいただようお願いしたいというふうに思います。

さて、一方、伊勢湾再生推進会議の伊勢湾シミュレーターの計算によりますと、陸域からの流入規制だけでは貧酸素水塊の解消は難しい。また、1000ヘクタール規模の干潟や藻場を造成すると貧酸素水塊が10%から20%減少するとの資料を目にしました。

寄せては返す波打ち際を見ているといかにも海水に酸素が溶け込むようなイメージがありますし、浅場でアマモがゆらゆらと揺れているのを見ると、見るからに緑のところから酸素が湧いているような感覚を覚えます。先ほどの貧酸素の解消にはそういう面で非常に期待を寄せておりますけれども、とはいえ、そういった干潟の波打ち際とか藻場の造成というのがこの大きな伊勢湾にとってどれだけ効果があるのかなというのがわからないというのが正直なところでもあります。

そこで、三重県としては、干潟、浅場の維持あるいは再生についてはどのようにお考えか、農林水産部長にお聞きをしたいというふうに思います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 藻場、干潟についての考え方についてお答えいたします。

伊勢湾などの閉鎖性水域の環境改善に関しては、藻場、干潟の再生などを通じて、本来自然が持つ浄化能力を高めることが極めて重要だということが言われております。

〔「ゆっくりしゃべってください」と呼ぶ者あり〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） それではゆっくりしゃべります。

昨年9月には、日本を代表する内海であります瀬戸内海を対象にした、環境保全に関する特別措置法が改正されました。水質や景観の美しさ、いわゆるきれいな海から、先ほど議員からも御紹介ありました、一步進めまして、藻場、干潟の保全・再生などにより、多様な水産資源を育む豊かな海を目指す方向に大きな転換が図られました。

こうした中、水産庁がこの1月に公表しました各海域の藻場・干潟再生のためのビジョン策定に向けた指針では、藻場、干潟が様々な水産生物の生息場所であり水質を浄化する機能を有していることから、実効性のある効率的な保全・再生対策を進めることが必要であります。

一方、こうした動きにあわせて、国及び東海3県1市等で構成します、今、議員からもお話がありました伊勢湾再生推進会議では、様々な条件のもとで環境改善施策の効果を予測できるソフトウェア、伊勢湾シミュレーターを開発いたしました。このソフトウェアによりますと、伊勢湾において、今も議員からお話がありましたが、例えば1000ヘクタールの干潟を再生することで貧酸素水塊が10%から20%減少するというシミュレーション結果も出ております。

また、藻場、干潟の再生に向けて関係者が議論できますよう、昨年12月、伊勢湾再生推進会議において、多数の漁業関係者にも御参加いただきまして伊勢湾再生を考える勉強会を開催いたしました。

本日ですが、2回目の勉強会の開催を予定しておりまして、今後、議論を深めながら、干潟の造成場所や、どのような材料を使うかなどを検討するための組織の立ち上げにつなげていきたいというふうに考えています。

県では四日市地先におきまして、アサリが産卵する大規模な干潟の造成に向けた取組を進めているところでありまして、平成28年度からは伊勢湾アサリ復活プロジェクトの中で、河川や港湾の堆積土砂の活用、漁業者と連携した土砂の受け入れ体制の構築などに取り組んでいく計画であります。

また、国の指針を踏まえまして、伊勢湾の藻場・干潟ビジョンの策定にも

つなげていきたいというふうに考えています。

今後も引き続き、住民の皆さんの協力も得ながら関係者が一丸となって、非常に長い時間がかかる仕事でございますので、干潟の再生に粘り強く長期にわたって取り組むことで、漁場環境の改善はもとより伊勢湾の環境改善につなげてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） ありがとうございます。

農林水産部長からのお話ですので当然水産業の観点からの干潟造成かと思うんですけども、先ほど、四日市の海浜の干潟造成については松阪地区のしゅんせつしたものを持ってくるということで、県土整備部の事業とのリンクというんですか、二つの場所の工事とか土の種類とかその距離とかによって、こっちが土が欲しいからこっちへという、そんな単純なものではないと思うんですけども、それがうまく合致さえすれば二つの課題が解決するのかなというふうに思います。予算的にも県土整備のお金で水産振興が図れるのではないかなと思いますし、これで水質がまたよくなるのであれば環境生活部という、三つの部に利害が絡んできて、三方両得になるような部局間の連携をこれからもお願いしたいなというふうに思います。

それと、大阪湾などでは、これは貧酸素水塊の解消のことで干潟とは関係ないんですけども、大阪湾では富栄養化と貧栄養化ということで、酸素が全くないところもできてしまったので、漁業のほうに非常に支障が出てきているということで、ブロックを沈めて縦方向の水の流れをつくろうという攪拌ブロックというのを今、検証しているところだそうです。まだまだ答えは出ていないわけですけども、結果次第では三重県もそういったものも県土整備部のほうで、県土整備部なのかちょっとどこなのかわかりませんが、御検討願いたいというふうに思います。

続いて、最近話題となっております、世界中の海を漂っていると言われるプラスチックの小さな粒、マイクロプラスチックに対して県はどのように対

応していくのかを再度、環境生活部長にお聞きしたいと思います。

先月のダボス会議、世界経済フォーラムでは、このままでは何もしないと2050年までに魚の重量よりも、漂うプラスチックの重量のほうが大きくなるとの報告をまとめられておりますので、部長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○**環境生活部長（高沖芳寿）** 今年度、環境省が、東京湾、それから駿河湾及び伊勢湾の海域の漂流、それから海底ごみの実態把握調査を行いまして、その中でマイクロプラスチックの浮遊の状況について調べております。その結果の速報によりますと、伊勢湾内のマイクロプラスチックの濃度、密度でございますけれども、これは、昨年度環境省が同様に実施をいたしました沖合の海域調査におけます日本海や、あるいは日本近海の太平洋での濃度に比べ、数十分の1というレベルでございます。また、東京湾よりも低い値、駿河湾と同等の結果という状況でございます。

しかしながら、現時点ではマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響について不明な点も多いということ、また、一方、影響を懸念する論文も発表されている状況でございます。そういったことを踏まえまして、今後も国の動向等を注視しながら、必要、適切な対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[20番 中村欣一郎議員登壇]

○**20番（中村欣一郎）** 部長が言われましたように、伊勢湾における数値というのは日本海や太平洋や東京湾に比べても低い数値になっております。不明な点が多いとも言われますけれども、だからといってそのままではいかなとはもちろん思わないと思うんです。

今年のジュニア・サミットのテーマも「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会」ということをうたわれておりますし、昨年のエルマウ・サミットの首脳宣言（主文）においても海洋ごみが世界的な問題であることが改めて認識をされております。

主文の中では海洋環境の保護の項目で宣言がありますし、附属書の中にも海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画というのがあります。これは24項目ほどあるのですが、一つだけマイクロプラスチックという言葉が入っている文章を読ませていただきますと、海洋環境に流出するマイクロプラスチックを含む廃棄物について、下水及び雨水を経由するものを削減し、及び予防するための持続可能かつ費用対効果の高い解決策の研究というのが書いてあります。

まだ、私も大丈夫そうな気もしないでもありません。しかし、ちょっとこの写真を見ていただきたいんですけども、(パネルを示す)これは現実にマイクロプラスチックそのものなんです。右のいびつなこれ、この辺が、色のついたのが、紫外線のもとで劣化が進んだり波や岩で砕けて小さくなったプラスチック、そして、真ん中にある透明な丸い粒が工業用の原材料でして、これが港湾での積み荷をおろしたりするときに荷崩れを起こしたりとか工場の排水から海に流れてきたりするものだと言われています。こちら、こういったものが、うちの近所の海水浴場にちょっと拾ってこようかなと思って行って、10分もなしに私が集めてきたものなんです。こういったものがこんなに身近なところにあるのかなというふうに思うと、まだ影響がないから放っておいてもいいというものでもないというふうに思います。

これを魚や鳥が誤って食べてしまったという例はよく聞く話なんですけれども、これのもっと小さくなった、水の中に溶け込んで目に見えないほどのものもこれ以上にあるというふうに考えると、食物連鎖の中でも非常に心配なことかなというふうに思います。この問題は、国レベル、あるいはサミットの話題として取り上げられたように世界的な大きな問題ではあるわけなんですけれども、ただ、伊勢湾は閉鎖性水域であるがゆえに、頑張れば頑張っただけ、対策をとればとっただけ結果を得られるのではないかなというふうに思います。

今、伊勢湾がほかのどこよりも数値が低いのであればこれを維持する、あるいは減らしていくということが、よその海より三重県はいい海を持っている

るというふうには価値が高められるのではないかなというふうには思うんです。だから、今こそ取組を始めてほしいなというふうには思っております。

先日、ASEAN環境フォーラム in 三重に出て宇宙飛行士の毛利衛さんの話を聞いたときに私はこんなメモをとりました。多分、地球環境のCO₂の排出削減のことかなと思うんですけれども、日本人はこのままでいい、世界的には意識の高い行動をとっている、ほかの国が日本をまねるだけで60%削減ができる、日本はこれから何が最も効果的かという試みに果敢に挑戦すべきだということをおっしゃられました。

知事もこんなふうには言ってみたいとは思いませんか。三重県はこのままでいい。世界的には意識の高い行動をとっている。ほかの国が、あるいはほかの県が三重県をまねるだけで60%削減できる。三重県はこれから何が最も効果的かという試みに果敢に挑戦すべきだ。こういう発言ができる知事だったらぴかぴかの格好いい知事だというふうには思うんです。

ということで、貧酸素水塊もマイクロプラスチックも「とばあば」のことも、感想も含めて知事の御所見を少しいただきたいんですけど、お願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 海岸漂着物の対策については、平成23年の9月、紀伊半島大水害がありました。その後、中村県議にもお連れいただいて12月に鳥羽市答志島に参らせていただきました。そのときに、多くの流木で苦勞されている漁師の皆さんの状況を目の当たりにし、これは何とかしなければならぬ、そういうことから私も海岸漂着物対策にしっかり力を投じていこうと決意をしたわけでありませう。

そして、すぐ翌月に、ちょうど東海三県一市知事市長会議がありましたので、そこで、これまでも伊勢湾再生のフレームワークはあったけれども、もっと海岸漂着物に特化した対策検討会議をやるべきではないか、それは、先ほどまさに中村県議がおっしゃったように発生抑制もちゃんとやらないといけないから、三重県だけでやるんじゃなくて岐阜や名古屋や愛知の人たちにも一緒にやってもらわないといけない、そういうことで提起をし、そして、

またその2カ月後、ちょうど3・11から1年後に名古屋で海岸漂着物のイベントがあり、そこでも非常に熱気を感じました。奈佐の浜プロジェクトのメンバーも呼応して頑張ってくれています。

そういうことを踏まえまして、そして、先ほど中村県議がおっしゃっていただいたように、去年のエルマウ・サミットでは、海洋ごみ、マイクロプラスチックの話が出ています。恐らく今回の伊勢志摩サミットでも何らかそういう首脳宣言や附属書に盛り込まれる議論がなされると我々も期待をしていますので、そういう宣言がまとめられた場となり得るわけではありますが、今、県議がおっしゃっていただいたような、毛利さんのような格好いい言葉が言えるかどうかは別としても、貧酸素水塊の問題にしてもマイクロプラスチックの問題にしても、海岸漂着物対策全般についてしっかり日本の中で一定の地位を占めリードしていける、そういう存在として三重県がなれるように努力をしてみたいと思います。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） ありがとうございます。

昨年の選挙前には知事の4年間を立候補者全員が評価するという機会がありましたけれども、私が最高得点の110点をつけさせてもらいました。

理由には県民の寄せる期待が大きいのがこの点数だというふうに言いまして、だからこれからはその期待が実行されないと減っていくんだという講釈をつけたんですけども、知事の発信力、漂着ごみの、海の上のごみで頑張っていたことに倣って、海の中、あるいはマイクロプラスチックのことも一肌脱いでいただきたいなというふうに期待を申し上げまして1問目の質問を終わりたいというふうに思います。

ちょっと、予定、遅れましたけれども、2問目のリノベーションまちづくりの持続可能な展開についてをお聞きしたいというふうに思います。

これまで、まちづくりというと古いものを壊して新しいものをつくっていくというのが当たり前であった時代から、いつの間にか、時代の流れとともに、今あるものをできるだけ生かして直して使う、あるいは違う機能を持た

せて新しいものにつくりかえるというようなことが語られるようになってきました。

そういったことに私も関心を寄せていて、全国各地の、鹿児島島のデパートのリノベーションであるとか、京都のお茶屋さんのリノベーションしたショッピングモール、あるいは東京谷中のアパートのリノベーションをした自称、最小文化複合施設、そして、先日は北九州市に行つて、雑居ビルの学習塾の入っていたフロアをゲストハウスに生まれ変わらせた事例を見てまいりました。

タイムリーなことに新年度の予算でリノベーションのことが新規予算で載っておりますので、その詳細についてお尋ねしたいというふうに思います。よろしくお祈りします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 新年度の予算をお願いしておりますリノベーションまちづくり支援事業についての御質問でございます。

現在、商店街における空き店舗などの遊休資産を改修して、機能の変更や性能の向上など付加価値を高めるリノベーションによるまちづくりが、新たな取組として全国的に広がりを見せております。これは、商店街振興の新たな有効策の一つと考えられております。

このような状況を踏まえまして、県としましては平成28年度から、新たにリノベーションまちづくり支援事業として、商店街を含めた中心市街地について、商店主、地域住民、商工団体、NPO団体、市町等多様な主体が連携してまちをデザインし直し、新しいまちを創出できるよう取り組んでいくこととしております。

具体的には、多様な主体が参画したまちづくり検討会議の運営を支援するとともに、事業を実施するための基礎データの調査や、それから、専門事業者によるアドバイスなどによって、リノベーションによるまちづくりの計画策定の支援に取り組んでいきたいと考えております。

こうした取組にかかわった人材が地域の中核人材となつて、地域自らで持

続可能なまちづくりができるような取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） 冒頭でも申し上げましたけれども、これまで日本中で国や地方自治体が進めてきた中心市街地活性化とかの事業は、ともすると多額の補助金を使って大きな駅前のビルを再開発したり、祭りのイベントを支援するなどしてある程度一定の効果を上げてきたかと思うんですけども、私たちが視察した後、何年か後にもう一回訪れるともうその気配がなくなってしまったりというような事例を多々見かけております。ですので、先ほど部長が言われた中であつたんですけど、人材を育てるということで使われるということで、放っておけばそれが回っていくというか、その人たちがエンジンとなってそのまちをつくりかえていく、そういう結果を引き出してほしいなというふうに思っております。

この分野には、新しい分野ということで、リノベーションというのは、なかなか専門家というのがあるようではないような世界でもありますので、その辺の選定にも注意を払っていただきたいなというふうに思いますのと、私の地元でリノベーションを自分たちで独自にやっている鳥羽なかまち会という名前の会があつて、幾つかの店のシャッターをあげさせた例があるわけなんですけれども、2年ほどやってきて、そこそこの評価はしてもらっているけれども、本当にこの方向でいいのかな、誰かに一度評価をしてもらってアドバイスいただきたいなというような声をたまにこぼされるんですね。ですから、これ、どこかの1カ所の商店街だけに行くのかどうかわかりませんが、県内全体でそういう疑問を感じながら、今、リノベーションだからといって頑張ろうと思っている若者の方たちは本当にたくさんいると思うので、そういった方たちも一緒に取り組めるオープンな場もつくっていただければありがたいなというふうに思います。

それでは、最後ですけども、日本一のバリアフリー観光推進県、これをインバウンドの中でどう生かしていくのかをお尋ねします。

3年前に三重県は、全国に先駆けて日本一のバリアフリー観光推進県を宣言いたしました。どこかの機関が審査したとか誰かが評価してくれたわけではなく、半ば一方的に宣言をしたわけです。もちろん私は、伊勢志摩のバリアフリーの、いや、三重県のバリアフリー観光の実績やノウハウの蓄積は全国的に見まわしても日本一を宣言して十分な内容だと思っております。伊勢志摩サミットを控え、また、オリンピック、パラリンピックの誘致先にもこういったものを利用できないかと、私、去年のどこかの席で提案もしたんですけれども、そういう意味で、インバウンドにバリアフリーを生かしていくんだというような感覚がちょっと当初予算を見ていても感じられないものですから、その辺は担当部署のほうはどのようにお考えなのか、雇用経済部観光局長にお聞きをしたいというふうに思います。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） バリアフリー観光をインバウンドにどのように生かしていくかということについてお答え申し上げます。

三重県版バリアフリー観光では、一律の基準を設けるのではなく、乗り越えられるバリアを自分で判断できるよう観光地を調査し情報を提供するパーソナルバリアフリー基準という考え方にに基づき、NPO法人であります伊勢志摩バリアフリーツアーセンターとの協働により取り組んでいるところでございます。

平成26年度には、県内全域を対象とした三重県バリアフリー観光ガイド「みえバリ」を作成しました。今年度は、この「みえバリ」を活用して、案内窓口の職員等を対象にコンシェルジュ研修を開催するとともに、9月には乙武洋匡さんをお迎えし三重県バリアフリー観光推進大会を開催し、県全体でバリアフリー観光の推進の機運醸成に努めているところでございます。

インバウンドの取組でございますけれども、平成27年の外国人延べ宿泊者数は、前年約18万人でございましたが、それに比べまして2倍以上になると見込んでおります。また、伊勢志摩のバリアフリー観光の取組は、国内各地からの視察はもとより、去る2月22日から23日にかけて韓国メディア11名に

よる取材が行われるなど、海外からも注目されています。

伊勢志摩サミットの開催によりまして本県の認知度が向上し、障がい者も含め、さらに外国人旅行者の増加が見込まれることから、今後、バリアフリー観光の対象を日本語が理解できない人々にも拡大するとともに、ピクトグラム、絵文字のことでございますが、これを活用しました観光案内など、言葉のバリアフリーにも取り組んでいきたいと考えております。

また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックで日本が注目される機会にバリアフリー観光の先進地として世界から認められることは本県の観光振興を図る上でも絶好のチャンスであることから、バリアフリー観光を三重県観光のおもてなしの強みとして誘客促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） ありがとうございます。

時間がないので小さなことだけ提案させていただきますと、バリアフリーツアーセンターには海外から直接電話がかかってくるということはないそうなんです。ただ、やっぱり問い合わせとか申し込みとか、英語のメールなんかで来るけれども訳す仕事がなかなかそれ専従で1人雇うわけにはいかないというのが全国どこのバリアフリーツアーセンターでも悩みの種だというふうに思います。

そこで、メールは来たからすぐその場で返すわけではないので、そういった文章を県庁に送ると誰かが応えるような仕組みを、県庁のほうも専従者を置かずに、この言葉わかるのおるか、みたいな感じにする、そんな支援もバリアフリーツアーセンターにとってみたら非常にありがたいのではないかなというふうに思いますので、一度御検討をお願いしたいというふうに思います。

先ほど、局長、言われましたけれども、先日私も韓国メディアが取材に来ているところに遭遇をいたしまして、本当に大勢の方が伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの車椅子とかを見て写真を撮っていました。そのことも

もちろんなんですけれども、今度、その韓国メディアの取材を取材する日本のメディアがいたということで、そこが、バリアフリー観光の切り口は自分たちが思っている以上に価値があるのではないかなというふうに思ったところです。

よそにないコンテンツだと思いますので、バリアフリーとインバウンドをしっかりとつなぎ合わせて相乗効果の出るように使っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。35番 奥野英介議員。

〔35番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○35番（奥野英介） 鷹山の奥野です。

1年半ぶりか2年近くこの席に立ちませんでしたので、久しぶりですので足ががくがくしております。

午前中の中村議員のようにゆっくりしゃべりたいと思うんですけど、どうも早口になるので、心がけてゆっくり、時間をオーバーせんように頑張ってみたいと思います。

まず、最初に警察本部長にお願いしたいと思います。伊勢志摩サミットにおける安全・安心の確保についてなんですけど、代表質問も午前中に後藤議員からもサミットについてはお話があったんですけど、私のほうからもお願いをしておきたいと思います。

いよいよ、伊勢志摩サミット開催まであと87日となりました。知事は、サミットの成功には三つの要因が必要だと言っています。一つ目が、安全・安心に開催すること。二つ目が、全県的に取り組むこと。三つ目が、次世代にサミットの資産を残すこと。

私もそのように思いますが、最も重要なことは、首脳会議が安全・安心に開催され、来訪される方々に加え、地域住民の皆さんの安全が確保されることです。安全・安心に開催されなければ、次世代にサミットの資産を残すことも、ポストサミットもあり得ません。当然、様々な経済効果も期待できません。

連日のように、各首脳がおり立つと想定される中部国際空港や関係者が多く利用されると考えられる名古屋駅など輸送機関で、警備のための訓練が積み重ねられている様子がニュースとなっています。

本県においても、警察本部が中心になり、テロ対策三重パートナーシップ推進会議を設立し、官民一体となって警備体制の強化を図っていただいています。加えて、地域住民の皆さんが抱える不安を解消するため、警察本部や海上保安庁、地元の4市町などが連携し、住民懇話会も開催いただいております。

知事はあらゆる場面で、サミットという世界最高峰の国際会議を経験することは、あらゆる分野で世界中から選ばれる地域として飛躍できる千載一遇のチャンスと言っています。繰り返しになりますが、それもこれも、安全・安心な開催があつてこそです。

そこで、安全・安心な開催に向けた決意などについて、警察本部長にお伺いしたいと思います。再質問はないと思いますので、本部長、よろしくお願ひします。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 私から、伊勢志摩サミットの安全な開催の確保という点と、私なりの決意ということで御答弁申し上げます。

伊勢志摩サミット開催に伴って、各国首脳等の安全を確保すること、それから、三重県民の安全で安心な暮らしを守り抜くこと、これは三重県警察に課せられた責務であります。

今回のサミット警備における特徴といたしまして、厳しい国際テロ情勢下でのサミットであること、それから、生活空間で行われるサミットであることという2点を挙げるができると思っておりますが、この両面で、県民の皆様のご理解と御協力が不可欠と考えております。

まず、テロ情勢であります。過激派組織ISが日本をテロの標的とすることを繰り返し言明しているほか、フランス・パリにおける同時多発テロ事件ではソフトターゲットが標的となるなど、厳しさを増しております。

先ほど議員からもお話がありましたように、三重県警察におきましては、官民合同でテロ対策を推進するためにパートナーシップを立ち上げまして、各種対策をとっております。

このパートナーシップですが、県レベルでの推進会議と、全警察署ごとに地域版パートナーシップを設立いたしまして、例えば鉄道事業者や集客施設などと連携した合同訓練や、有識者を招いての研修会などを実施しております。

また、地域の日常を一番知っておられますのは地域住民の方々でありまして、ささいな変化に気づくのも地域住民の目であります。

そこで、地域版パートナーシップや、昨日まで各地で行われておりました住民懇話会では、ふだんと違う不審点に気づいた際にはちゅうちょなく警察に御通報いただくようお願いを申し上げます。

次に、生活空間におけるサミットという点ですが、今回のサミットは、住民の方々が見て暮らし、働いておられる賢島地区で行われますほか、各国首脳が中部国際空港から陸路で賢島入りされる場合には、物流の大動脈であり

ます高速道路を利用することが考えられるなどの事情を挙げることができます。

このような事情から、各国首脳等の安全確保及び県民生活の安全・安心確保のため、必要な警戒警備や交通規制等を実施する際には、県民や地域住民の方々に少なからぬ御負担をおかけすることになりますが、県警察といたしましては、県民や住民の方々に及ぼす影響を必要最小限なものとする事、それから、提供可能な情報は即座に発信することを心がけてまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りたいと思っております。

私は、昨年7月に着任して以来、三重県警察が県民の皆様に愛され、たくさんの方の応援をいただいているということ強く感じております。だからこそ、我々三重県警察職員は、困難、危険に対峙してもひるむことなく、勇気を持って立ち向かうのであります。

サミット警備は、気力、体力、両面で厳しい勤務となりますけれども、三重県警察は、要人等の安全を確保し、県民の安全な暮らしを守り抜くという任務を完遂するために必要な、あらゆる努力を惜しみません。

この任務に立ち向かいます三重県警察職員に、それから、三重県のために全国から派遣されます警察職員に対しまして、引き続き温かい御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

本部長におかれましては、昨年7月にこちらに見えて、サミットが終わるのが5月ですから、6月に東京に戻らず、もう少し三重県のほうにいていただいて、三重県のよさや、また、おいしいものもたくさんございますので、志摩やその辺でもゆっくり、いいものを食べていただいて、いずれか戻りますので、三重県のいい印象を残していただければありがたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、市町村合併の検証ということで質問をさせていただきます。

先ほど、午前中、三谷議員と会談の中で、市町村合併かって。うーん、市

町村合併を今さらやってもしょうがないんですけど、もう市町村合併は進んでおるし、今さら何を言っても仕方ないんですけども、一応かかわった人間として、区切りにはならないんですけど、前から一度やろうかなと思っておりましてので、今回、大体、合併して10年、それぞれの合併市では、去年から10周年ということで、イベントなり、反省なり、いろいろやってみえるので、ここで一度、県の考え方をお伺いしようかなと思っております。

数年前に、四、五年ぐらい前かな、べらべらの1冊の合併の状況調査か何かわからないものが出たんですけど、今回はかなり厚いのが出ております。

(現物を示す) それも目を通させていただきました。県にマイナスにならないような合併状況調査のように見えました。

それでは、旧市町村合併特例法が最初に適用された平成11年の兵庫県篠山市の誕生を平成の市町村合併のスタートとすれば、平成22年3月末に合併新法が改正されたことにより、多くの議論と政争を呼び起こしてきた大合併には一応区切りがつけられ、市町村数は、平成11年3月31日の3232から、平成24年1月4日には1719まで減少し、市が787、町が748、村が184。

合併によって政令指定都市、中核市に仲間入りした自治体もある一方で、合併したものの町にとどまった自治体、周辺自治体などの合併協議が進まず、町村のまま終わった自治体もあれば、合併そのものを拒否した町村もありました。いずれにしても、平成の市町村合併は、昭和の大合併に続いて基礎自治体の地殻変動をもたらしたと言ってよいと思います。

こうした大規模な市町村合併であったにもかかわらず、平成の市町村合併について、効果、課題を検証して次世代につなげる姿勢はほとんど見られません。今回も、合併市町村状況調査ということで終わっております。

大合併の推進という政策の対象は言うまでもなく、合併の当事者たるのは市町村ではありましたが、日本の地方行政の常として、中央政府が市町村にその意思、意向を到達、貫徹させようとする場合、往々にして、中間に位置する都道府県を利用します。合併推進政策においても例外ではありませんでした。

国、中央政府が都道府県にいかなる役割を期待し、それを受けた都道府県が実際いかなる役割を果たしたのか。合併推進の役割を果たしたのであるならば、合併後もその責任を果たすことが、合併以前よりも大きな責任があると思われます。同様に、合併しなかった市町にも配慮する必要があると思ひます。

三重県において昨年7月、地域連携部から、先ほどの調査ですが、前回の調査より、より詳細な合併市町状況調査が報告されました。合併のプロセスは省かせていただきますが、ともかく69市町村から40市町村が減少し、現在29市町となり、16の合併市町が誕生し、14市15町となり、現在に至っております。

状況調査において、合併によって、自治体の行政組織、行政サービス、財政状況の変化など、細かく示されておりますが、これらのことは合併前から予想されておりました。

それよりも、合併後の課題8項目、一つに、役場が遠くなって不便になる、2、中心部だけよくなり周辺地域が寂れる、3、住民の声が届きにくくなる、4、地域の歴史、文化、伝統が失われる、5、サービス水準が低下し、または住民負担が重くなる、6、新市町として一体性が確立できない、7、重複する公共施設の有効利用ができない、8、財政特例措置終了後の行財政運営が厳しいと示されております。これもある程度予想されました。

しかし、合併前にこれらのハードルも越えられると住民の方々に説明をし、理解を求める合併へと進んだわけです。合併した市町村、しなかった市町村も、多くの痛みを受けながら、今、まちづくりに励んでいます。当時、合併は、するも地獄、戻るも地獄、あめとむちを突きつけられ、財政は厳しくなるとおどかさされ、それなら前へ進むしかない、合併に向かっていったわけです。

旗振り役だった県は、国の指示に従い、何が何でも合併させるため、市町村を巻き込んだのが当時でした。私も、平成15年のときだったかと思うんですけど、伊勢の県民局の局長が、朝8時ごろ、役場の駐車場にとまっていて、

ともかく合併させることが至上命令みたいな感じでありました。

すばらしい明日がある、夢があると約束したのですから、私もその当時の関係者でしたから一端の責任があると思うんですけど、県にも、また10年、20年かけてでも、住みやすいまちづくりを支える責任があると思われまます。次の項目の人口減少と地方創生にもつながるはずですよ。

そこで、お尋ねをします。

県として、市町村合併をどのようにして捉えていたか、また、捉えているか。10年経過した今思うと、市町村合併は、先ほどの三谷議員のおっしゃられるとおりに思うんです。しなくてもよかったんじゃないか、しなくても何にも変わらなかったんじゃないかということも、私も思います。

だけど、私からそれを言うと、旧小俣町民をだましたのと違うかというふうになるわけですので、やはり合併したわけですから、前よりも今、今より明日が住みやすいまちにすることが我々の使命ですから、何とか、検証しても仕方ないんですけど、やっぱり検証して前へ進んでいかないかと、そんなふうに思います。

2番目に、先ほどの8項目、この8項目を見ても、県は全然、関与する意思がないみたいな課題でした。市町村、おまえら頑張れよという、そういう感じにしか、私は受け取れません、この課題について。

3番目に、非合併との差別化はないと思いますが、同様に近い対応がされているか。

やっぱり、合併しなかったまちも合併したまちも、同じように三重県の市町として扱っているか扱っていないか。

そして、4番目に今後、合併はあり得るのか。

次の5番とちょっと似た部分があるけど、県の役割が将来だんだんと減少して行って、基礎自治体の枠組みにおいて人口が10万以上となり、道州制へと進まざるを得ない状況が生まれてくるのではないかと。今、こうやって県会議員、2期9年目なんですけど、本当に県の役割でどうなんやということをよく考えるときがあります。

そういう意味で、市町村合併から10年たった、そんな中で、県が三重県内、やっぱり市町がよくなれば県がよくなるわけですから、その回しをもうちょっと、もっと市町を支えながら、新しいまちづくり、今度の人口減少も、次に項目があるんですけど、地方創生も、やはり県がしっかり頑張っていかないと、三重県はよくなりません。

市町に、おまえら、知恵を出せと言うたって無理です。やはり国が考え、県がその中間役をし、市町とともに三重県をよくしていく、そういうことを考えないといけないと思いますので、この5項目について、地域連携部長にお伺いをしたいと思います。

〔福田圭司地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（福田圭司） 市町村合併について、県としてどのように捉えているかという御質問に対してお答えいたします。

市町村合併をどのように捉えるかにつきましては、合併の意義や当時の社会情勢の変化を確認しておく必要があると考えております。

まず、当時、地方分権の流れの中で、自己決定、自己責任の原則のもと、住民に身近な行政サービスの提供は、地域の責任ある選択により決定されるべきであり、それぞれの市町村が自立することが求められていたという時代背景があると思います。

当手を振り返りますと、社会情勢ですけれども、モータリゼーションの進展でありますとか、道路網や交通公共機関の整備でありますとか、情報通信、IT、今はICTと申しますけれども、そういったものの発達、また、経済活動がグローバル化をするといったような状況から、住民の日常生活は、当時の市町村の区域を超えて拡大してきていたと。また、これまでの市町村の区域にとらわれることなく、広域的な視点からの行政サービスの提供のあり方についての検討も求められてきていたというふうに考えておるところでございます。

さらに、急速に進む少子高齢化の進行により、労働力人口の減少とか経済成長の低下といったことが危惧されていたというのもございます。

また、当時、介護保険が始まったばかりでという状況もあったと思います。医療、福祉等の社会保障関係が、これからどんどんと高齢化によって増大するという大変な状況にあるのではないかというようなおそれもあったと。特に小さな市町村では、専門的な人材の確保とか施設の整備などがなかなか難しいのではないかといったことも考えられることから、適切な対応が難しい状況が考えられたという状況があります。

加えて、過疎化というのが戦後ずーっと進行したというところがございます。地域によっては、税収の減少や高齢化に伴う行政需要の増大に対応するために、市町村自体が成り立たなくなるのではないかというようなことも言われ始めたこともあったと思います。

また、広域的な見地に立った施設の配置なども重点的に進める必要があるというふうな考え方もございました。

こうした時代の変化の中であって、市町村が基礎自治体としての責務を果たしていくということを考えますときに、まずは、行財政基盤をより一層充実強化し、効率的な行政運営に取り組むことによって、地域の創意工夫が図られ、高度化、多様化する行政需要に積極的に取り組んでいく必要があると考えられたというふうに思っております。

また、市町村では、住民自治を活性化するということから、地域の自立性を高め、様々な主体と協働しながら地域における問題の解決能力を高めていくための取組を進めることが期待されてきた。当時、NPOでありますとか市民活動というのが非常に盛んになってきた時代でもございました。そういった時代背景も考える必要があると。

また、こういった中で県といたしましては、地方分権の成果を生かすということから、基礎自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくためには、市町村や地域住民が市町村合併に主体的に取り組んでいただくと、このために十分な議論が尽くされることが一番大切であるという考え方のもとに、そういう機運を醸成するという方向で、県は合併ということ自体を推進するわけではなくて、合併の議論を進めることを促進させる、推進す

るという立場で諸先輩方が尽力してきたというふうに捉えておるところでございます。

現在の市町村の状況につきましては、議員のほうから御紹介がありました合併市町状況調査を実施し、昨年7月に公表したところでございます。

改めまして、この調査の中では、前回、平成20年の12月に取りまとめました前回の調査から判明していた課題もあれば、おおむね10年が経過し、合併の特例措置が終了することで、新たに明らかになってきた課題もございます。また、市町村合併を直接の要因とするもののみならず、その後の経済変化でありますとか、合併後に生じた合併以外の社会情勢の変化によって生じた課題もございます。

一方で、合併により住民サービスの維持向上につながった事例でありますとか、特に専門的な人材の確保ができたといったようなこと、それから権限移譲が進んだといったようなところ、それから、県から、例えば福祉事務所を受け取ったとか、保健所が受け取れるようになったといったような合併の効果、広域的なまちづくりに取り組んだ事例というのものもあるというふうに考えておるところでございます。

こういった規模の拡大による効果的かつ安定的な行財政運営に取り組んだ事例も把握できたと考えておるところでございます。

合併市町が現在直面しているそれぞれの課題に対しては、各市町が政策的な配慮や工夫を行っていただいておりますところでありまして、地域住民や関係者と前向きで着実な取組を通じ、解決を図ろうとされております。

合併10周年の記念事業が、今年度、たくさん合併市町で行われました。私も数少なくはございますけれども、参加させていただきました。また、それぞれの関係者の方々が苦渋の選択ということのお話をされました。

まさしく、当時の諸先輩方、関係者の方々の御苦労をおもんばかると、今、さらに一生懸命、我々がその後を引き継いで、よりよいまちづくりをしていくということに尽力する必要があると、決意を新たにしたところでございます。

県といたしましては、こういった市町の主体的な取組を積極的に支援するとともに、引き続き合併市町の状況の把握に努めて、自立した行財政運営に向けて必要な助言と情報提供を行っていくというのが基本的な考え方でございます。

それから、合併しなかった市町についての御質問もございます。

当然、主体的な判断として合併をされなかった市町につきましても、現在、立派に自立した行財政経営を行っていただいておりますというふうに考えております。幸いにして三重県では、財政再建団体に陥るといことが現在のところございません。そういったことも含めまして、しっかりと県も、そういう行財政運営についての支援、助言を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、議員のおっしゃられましたように、現在、地方創生の取組というのが全国で言われておりますし、三重県でも取り組むこととなっております。

先ほど言われました課題の8項目それぞれにこの場でお答えすることはできませんけれども、県ではそういったことが恐らく出てくるんだろうなど。

昭和の合併のときにも周辺部が寂れるんじゃないかといったようなお答えがあったという先人のことも含めまして、県では平成26年度末をもって一旦の終結をさせていただきましたけれども、市町村合併支援交付金という、10年間で104億円を使って、合併市に対してはそういった課題の解決について、それぞれ県独自で支援をさせていただいたというようなところでございます。

また、国におきましても合併特例債の延長というのもございますので、建設計画の見直しにつきましても、県としてもしっかりと支援をしていくというスタンスは変わりございません。

こういったことから、特に地方創生の取組がスタートしますけれども、地域の特色や地域資源を生かした、住民に身近な施策を幅広く盛り込んだ地方総合戦略の策定というのが求められておりますので、そういったことに関しても県では、前回もお答えをさせていただいておりますけれども、いろんな場所で勉強会というのをさせていただいております、今年は6回させてい

ただいています。

その半分は、地方創生に関するいろいろな取組の紹介でありますとか、基準の考え方でありましてとかというのをわかりやすく説明させていただいて、市町が独自で取り組まれる地域づくりについての支援の一助にさせていただければというふうに考えて取り組ませていただいております。

また、当部に関してだけ少し申し上げますと、中山間地域の振興に向けた調査でありますとか、移住促進に向けた市町の支援につきましても、それぞれの関係市町と連携をいたしまして、平成28年度から取り組ませていただくということで予算も上げさせていただいておりますので、そういったことも含めまして、地域づくりについて市町と一緒にやっていきたいという考え方に変わりはございませんので、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

人口減少と地方創生は次の項目のほうでまた言わせていただきますけど、『平成の市町村合併—その影響に関する総合的研究』、（現物を示す）こういう本をかなり抜粋しているんですけど、この本の中に、合併した市町村と非合併のところと、施設整備については、合併、非合併と大きな差はないということが出ております。また、合併によって財政的効率性の向上がもたらされなかったどころか、合併自治体は非合併自治体よりも非効率化したということも出ております。

だけど、県が状況調査した部分には、ほとんどが合併効果が十分に発現しているというのは、この項目が非常に多くて、課題がほとんど8項目しかない。効果がほとんど出ている。これは本当かな。本当に、あんたら、真剣に調べたのかなというふうに思います。

そういう、いいかげんとは言いませんけど、一生懸命やったと思うんですけども、今、いろんなまちへ行くとどうしても、合併しなかったほう、これは本当は言うてはいけないんですけど、合併しなかったほうがいいんじゃ

なかったかな。

だけど、これ、法人化された自治体ですから、結婚、離婚のようなわけにはいかないので、明日からもう一遍もとへ戻るわというわけにはいかないわけなんですよ。だから、やはり先ほど言ったように、今よりも少しでも、合併したわけですから、悪くなってはいけませんよ。

だから、やっぱり今、どうしても合併したまちの中心のほうへ人口移動をされているということはもう御存じやと思うんですけど、それでいいのか。それじゃだめなのと違うかと私は思うんですが。

そのまちが、どうしても便利なところへ行ってしまうのというのは仕方ないんですけど、やはり周辺が寂れてしまうということは、合併をしなかったほうがよかったということになりますので、そういう意味で今も、部長に聞いてもだめなんですけど、質問のほうを知事には言っていないんですけど、合併を知事、どういうふうに県としては、知事はいなかったの、私には関係ないと言わずに、合併をどう捉えているか、言ってありませんので、答えられなかったらもう次へ行きますので、答えられたら少しお願いをしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、奥野議員がお示しいただいた状況調査において、よかったところが多くて課題が少なかったということなどについては、その調査、市町の皆さんに御協力をいただいてやったわけでございますけれども、そういう意味では完璧ではないかもしれませんが、今回の調査で今御指摘いただいたようなことも含めて、今後のまちづくりの支援に当たってはもっと深く入り込んで、市町と連携をしながらどうだったのかという次の支援につながるための調査というのはしていかないといけないなというふうに思っています。

多分、人口のこともそうですし、今、議員から御指摘があったような合併した地域の中での人口移動なども、やっぱり1年、2年というよりも10年かけてちょっとずつなってきた。また10年ぐらいたってまた20年ということ、20年、30年となっていく中で、またいろんな課題も発現してくると思います

ので、私たちとしては、これで何か終わりということではなくて、しっかりその地域が今日よりも明日がよくなるように支援をしていくということについては、その姿勢は変わらないというふうに思います。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

このままですと、やっぱり疲弊していくと思うんですよ、あと、人口減少と地方創生もあるんですけど。

やはり市町にそちらの地域連携部がアンケートをとりに行くと、大体、市町って県が来ると怖いんですよ。やはり課題を多くすると、また今度、県へ頼みに行ったとき、いい顔をされへんのかなと思うと、まあ真ん中ぐらいやったら全部効果があったというふうになるわけなんですよ。そこのところも、もうちょっと立場も考えながら、今、知事がおっしゃったような掘り下げた状況調査をしていただきたい。

ともかく、何回も言うようですけど、今より明日がいいまちになるように、県がまだまだ、これ、10年で終わりじゃないわけです、20年、30年と続くわけですから、本当に、我々が亡くなってから、我々の次の世代が合併してよかったなというふうな、そんなまちになるように、我々も頑張りますけど、県のほうも、もっともっとそこら辺の注意を入れていただいて、まちづくりに協力をしていただきたいと思います。

それでは、合併とも関与していますので、次、合併と人口減少、地方創生について質問をさせていただきます。

市町村合併がなされたとき、その効果の中に、人口減少の歯どめと、地方が再生、創生されると期待しておりました。市町がこれまでより多くの面で大きくなり、それぞれの市町の特徴が生かされるはずだったと。身近な伊勢市においても、旧伊勢市は観光、歴史、文化のまち、二見町は歴史ある観光、御薮町は商業、小俣町は住むまちと、それぞれのまちのよさが充実されればこれまで以上に活発になるのではと想像しておりましたが、10年を経た今、合併時と比較すると、約6000人、人口が減少しました。

地域連携部の状況調査で、合併時と平成27年2月の人口状況で、40旧市町で合併したところで増は11、減は29、主に合併の中心市が増えており、特に目立つのは三雲町の、1万1965人から1万5068人、約3000人の人口増です。合併していない市町においての人口増は、菰野町と朝日町と川越町と玉城町の4町です。

人口減少対策調査特別委員会として、地方創生に関する知事への提言集において、議会としても様々な視点から取り組む必要があるとしておりますが、元岩手県知事の増田寛也氏が、2014年出版の『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』の中で述べられております。

増田氏はこの問題において、総合的な政策を推進すること、政府一体となって取り組む体制を整備することとしております。そして、人口減少は当面とまらない。地方は安易に、人口増加や人口維持、地域活性化という言葉で口にするのではなく、人口が減る、さらには急激に減ることを前提に将来を展望し、住民生活の質を維持向上していくための戦略を推進していく必要があるとあります。

地方創生と人口減少は、創生されれば人口が増え、人口が増えれば地方は創生され、再生され、活性化されるはずです。

地方創生、地域活性化は、20年以上も前から論じられております。

ここからは、少し話が古くなります。西場議員の昭和30年代ほど戻りませんけれども、数十年前にちょっと戻らせていただきます。

平成3年、細川元総理大臣と岩國哲人出雲市長が書かれた『鄙の論理』という本があるんですけども、(現物を示す)この「鄙」というのは、都から遠く離れた土地、そして、簡単に言えば田舎なんですけど、読まれた方もあると思いますが、その中で、「地方から反乱を起こそう」、「中央に対するコンプレックスを払拭せよ」、「行政は最大のサービス産業だ」、「一流企業より県庁が面白い」、「ときめきの灯を燃やせ」、「地方にこそロマンがある」、「田園文化圏はエキサイティング」、「神話の国に木の文化を咲かせる」、廃藩置県なんですけど、「いま廃県置藩の時」、「すべては地方

から変わる」、「ノーと言える地方の時代へ」と、最近、この本を引っ張り出し、読み返してみました。

20年以上も前から地方創生は叫ばれておりましたが、今また地方創生の復活は、本当に将来を見据えているのか疑問を感じざるを得ない。国は頑張れば交付金をと、合併と同じで、あめとむちでお茶を濁そうとしているような気がしてなりません。

当時、代表的なのは、大分県の一村一品運動というのがありました。それぞれの地方自治体が懸命に知恵を出して汗をかき、住みやすい活気あるまちにしようと、ほとんどのまちは頑張っていたはずです。東京一極集中、都市集中を少しでも解消しようとするのであれば、国が幾つかの施策を提案し、地方が知恵を絞り、次世代へつなぐ息の長いものでなければならないと思います。

例えば、企業、工場などが全国に分散し、経費がかかるのであれば、その企業に減免などを考えていくなど様々な形をつくるのが、人口減少、地方創生の基礎になろうかと思えます。

例えば、私の市なんですけど、陸上自衛隊のヘリコプター基地があります。それを他の地域へ移設すれば、地域も少しは活性化し、人口が増加します。そして、明野基地の滑走路を延長し空港にすれば、三重県の活性化、観光にも大きな影響を及ぼすのでは。これは私が勝手に考えたことなんですけれども、そういうことも考えられます。

二十数年前、竹下内閣の当時、地方に1億円のばらまき交付金が支給され、それ以前には、地域総合整備事業という地方債を発行させ、地方公共団体の創意工夫をさせようという施策がありました。これは交付税措置がされる事業債ではありましたが、多くの自治体はこの財源で財政が圧迫され、夕張市はこのことによって財政破綻を引き起こしております。先日、毎日新聞に夕張市のことが載っておりました。

昭和63年には竹下内閣のふるさと創生事業。これはさっきのばらまきですね。全国の市区町村に対し、使途自由の資金1億円を交付、各自治体が創意

工夫して1億円を地域振興やまちづくりに生かそうというものでしたが、各地に巨大な建造物や純金建造物などがつくられ、税金の無駄遣いと批判も多かったです。

平成11年には小渕内閣の、先日やられました地域振興券。15歳以下の子どもがいる家庭と65歳以上の高齢者に対し2万円の地域振興券を交付。使用期限があるんですけども。

それと、平成19年には安倍内閣の頑張る地方応援プログラム。これも、平成19年から3年間にわたり、地域活性化に意欲的な自治体に地方交付税の一部を重点配分するという支援策。3000億円程度の地方交付税による支援措置もあり、多くの自治体が応募しました。これも、そのときの一過性のものです。

平成23年には菅内閣の地域自主戦略交付金。国が用途を特定する補助金の一部が、自治体が自由に使い方を決められる一括交付金に切りかわりましたが、平成25年には廃止されております。

平成12年からの平成の市町村合併、これも僕は、市町村合併のショック療法によって地方が再生され、人口減少に歯どめが来るのかなとは思っていたんですけど、これもやっぱり、市町村合併のさっきの話やけど、まだまだ成功とは言えないです。

これまで5年から10年間の間で、地方の再生・創生事業がなされてきましたが、創生された自治体もあるかもしれませんが、大部分、現状から大きく脱皮することは非常に困難であったのが現実でした。

市町村合併のショック療法などを含む様々な試みをやられましたが、平成28年度の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、いま一度、平成の大合併をも活用し、一億総活躍と違って180万総活躍三重県が創生されるよう、将来に、次世代につながる自信がある予算なのか、一過性とならない予算なのか、お答えをしていただきたいと思います。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 県の地方創生の戦略についての御質問をいただ

きました。

本県の人口なんですけれども、平成19年をピークに減少に転じておりまして、人口減少の課題にどのように対応していくべきかということで、県の経営戦略会議等において早い段階から議論を重ねてまいりました。

みえ県民力ビジョンを推進する中で、国に先駆ける形で「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定して予算を重点配分するなど、少子化対策に重点的に取り組む、あるいは、南部地域活性化局を設置して、人口減少の著しい南部地域で市町と連携しながら活性化の取組を進めてまいりました。

地方創生につきましては、議員御指摘のとおり、我が国全体の課題でもありますけれども、本県の未来を決める重要かつ喫緊の課題であると認識をしております。

県が策定いたしました三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これまでの様々な取組の成果、あるいは課題を踏まえつつともに、近年の人口減少に関するデータ等に基づきまして、県のいわゆる自然減対策としての合計特殊出生率の向上、あるいは、社会減対策としての県外への転出超過数を改善しようと、こういった目標を掲げて、本県の実情を踏まえた取組を、一歩ずつですけれども、着実に推進しようというふうに考えております。

国のお話もありましたけれども、国に対しまして、地方の財源の確保、それから、国として必要な取組を進めていただきたいと、こういう提案、要望であるとか、地方が主体性を発揮しながら、それぞれの地域の状況、実情に応じた息の長い取組を継続できるようにという形のお願いをしておりますけれども、これについては引き続き、国に対して積極的に提案、要望をしていきたいというふうに思っております。

具体的には、県のほうでは、総合戦略の中で幾つか、三重県らしさとか、三重県ならではの、あるいは条件不利地域への対応といった独自の視点も入れながら、取組を展開しようというふうに思っております。

従来とは違った視点での取組を進めておるところでして、例えば、15歳から29歳、若者の転出が多いという状況を踏まえて、これは就職、あるいは進

学が要因ということで、若者にぜひ県内定着を進めたいということで、県内の高等教育機関の魅力を高める、あるいは、新年度予算でお願いをしております大学生等の奨学金の返還額の一部を支援しようと、こういう制度も創設をしたいと思っております。

それから、移住に関しても首都圏でニーズが非常に高まっているということで、ええとこやんか三重移住相談センターにおいて、移住相談とか就職相談も一体的にやろうというふうな取組も考えております。

さらに、伊勢志摩サミットの開催をチャンスと捉えて、MICEであるとカインバウンド、こういった取組も進めていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、自然減、社会減、いろんな観点から課題を踏まえて新たな展開が必要だと思っております、国のほうでも、状況を判断するデータということで、RESASと呼んでおるんですけども、企業間の取引、あるいは人の流れ、それから人口の状況を見える化するデータをビッグデータで構築されておまして、これも使って、県、市町ともども状況把握、分析して、効果的な事業の展開をやっていききたいというふうに思っております。

地方創生というのはおっしゃるとおり明日をよくするための取組だというふうに思っております、県職員の三重県のよさ、魅力を知ってほしいという熱意、あるいは、人と人とのつながりを生かす、大切にす、そういった取組が移住につながったというふうなケースもあります。

地域間の競争がますます激しくなる中で、地域の魅力を高めて地方へ新しい人の流れをつくるというのは本当に容易なことではないんですけども、地方創生の実現に向けて本当に結果が残せるように、職員が汗をかいて、現場の感覚、状況も大切にしながら市町と両輪になって一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

人口減少、地方創生って本当に難しい。質問するのも難しいんですよね。もう途中でやめておこうかなと思ったんですけど、もう項目を書きってしまったものでやっているんですけど、ずっといろんな資料に目を通させてもらったんですけど、容易じゃないということはもう確かだと思います。

先ほど申しましたように、いろんなことをこれまで二十数年やってきて、だけど、人口は減ってしまう、周辺は廃れてしまう、そういう繰り返しですので、今、このまち・ひと・しごと創生予算というのも、多分、これも知事がやめるころにはなくなっているのかなって、そんな気がしないでも。知事、ずっとやると言ったね。ごめんなさい。そういうことになるのと違うかな。

だから、一つのテーマを持ったら、やはり10年ぐらいは続けていかないと、なかなか地方は再生しにくいし、また、人口減少も歯どめがきかない。

だから、先ほどちょっと隣の中嶋議員とも話していたんですけど、志摩のほうもどんどん高齢化で、志摩の間崎という島に聞いたんですけど、もう高齢化率が70%というたのかな、そんなになってしまって、そのうち数年で、入る人はゼロに近いですから、どんどんなくなっていってしまう。これも、その流れというか、それでいいのかということもまた検証する必要もあるのと違うかな。

ともかく、知事、気長に、人口減少と地方創生はやる仕事であるのかなと思います。

地方自治体、市町は本当に、僕は頑張っていると思います。それぞれ知恵を、もうタオルが絞れんぐらい、皆さん頑張って、自分のまちですから一生懸命にやっていると思うんですけど、そこにやっぱり県も、上から目線ではなくて、下から目線とは言わないけど、平等な立場で、三重県が、市町がよくなるように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。10分です。

これももう前にもあったんですけど、前から国民健康保険のことについては、保険者が市町村でしたので、今回、平成30年度から国民健康保険が、県

が保険者になり運営をしていくということが決定されましたので、その件について少し、あと9分ありますので、御質問させていただきます。

国民健康保険、介護保険など、医療保険制度についての質問はもう3度目ですのでまたかと思われませんが、以前より申し上げましたように運営主体を県でということが改革決定され、制度の安定化を目指すとしておりますので、確認をしておきたいと思います。

平成30年度から、都道府県が財政運営などの国民健康保険運営の役割を果たすことが決定されまして、新しい制度が始まるまで約2年程しかありません。運営主体が県に移行する際、多くの県民や市町に不安や混乱が生じないように、制度運営について市町と十分に協議する必要があります。

御存じだろうと思いますが、医療保険には、市町村国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合、後期高齢者医療制度とあり、全国で国民健康保険は、保険者、市町村が1717、加入者数が平成25年3月までに3466万人、県内では約43万9000人ほどです。

平均年齢が50.4歳、医療費1人当たり31万6000円、平均所得が83万円、平均保険料が8万3000円、1世帯当たり保険料は14万2000円、公費負担は給付費の50%プラス保険料軽減と、公費負担額は平成27年ベースで4兆3814億円、国が3兆1380億円出しています。

国民健康保険加入者はこれまで増加傾向にありましたが、後期高齢者医療制度ができての影響で県内では年々減少しており、平成26年度は、平成22年度に比較すると3万689人少なくなっております。

保険料は、それぞれの市町の標準化指数、これ、ちょっとややこしくて面倒くさいんですけど、応能割指数、そして応益割指数で見ると、約1.6倍ないし1.7倍の格差が市町によってあります。

詳細なデータを見ると、人口の多い市町が保険料が高く、人口の少ない市町が低くなっており、考えられることは、低所得者の負担を軽減するための保険基盤安定化基金の繰り入れに対する考え方が市町間で異なっていることが考えられます。

また、国民健康保険医療費は、平成22年度1471億円、平成26年度1556億円と、5年間で85億円の上昇となっており、医療費が減少することがない状況です。保険者である市町は、高額医療があつたり、また、この時期、インフルエンザが流行すると、国保財政を圧迫し、安定化基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れを強いられることとなります。

いずれにしろ、県が国民健康保険の中心的な役割をして市町と連携をすることは、県民にとって非常に安心感を持つことになるはずですが、この連携には、幾つかの溝を埋めていく必要があります。

今年1月19日、厚生労働省保険局から国民健康保険の見直しについて、都道府県と市町村のそれぞれの役割の中で、運営のあり方、財政運営、資格管理、保険料の決定・賦課徴収、保険給付、保険事業が示されておりますが、これから三重県市町国保広域化等連携会議でその課題について検討されると思いますが、それぞれの市町の住民にとって、保険料、保険証、健康づくり、窓口負担、減免など、後退することはないと思いますが、現時点で想定される範囲でお答えをいただきたいと思っております。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 国民健康保険の財政運営都道府県化に向けた県の取組状況についてお答えいたします。

現在、制度設計の詳細につきましては、国と地方との協議の場でございますが、国保基盤強化協議会において議論が行われているところでございまして、本県ではこのような動きを踏まえつつ、制度の円滑な実施、運営が図られるべく、全29市町から成る三重県市町国保広域化等連携会議におきまして、想定される課題ごとに作業部会を四つ設置いたしまして、今月検討を開始したところでございます。

また、保険財政の安定化を図るため、昨年成立いたしました改正国民健康保険法の規定に基づきまして、三重県国民健康保険財政安定化基金を設置する条例案を今会議に提案しているところでございます。

想定される課題でございますけれども、今、議員からいただきましたもの

など、それから、あと、納付金の算定方法や市町ごとの標準保険料率の設定、そして、保険料の収納率向上に係る県の支援策、はたまた、財政安定化基金の運営のあり方などが挙げられると考えております。

県といたしましては、被保険者や市町に不安や混乱が生じないように、そういったことを念頭に置きつつ、引き続き市町と協議を十分に重ねながら、財政運営の都道府県化に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

[35番 奥野英介議員登壇]

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

今お答えいただいたんですけど、局長が簡単に答えるほど、これは簡単じゃ、僕はないと思うんですよ。保険料一つをとっても、今、先ほど言いましたように1.何倍の格差があるわけですから、その格差を埋めるわけですから、そんな協議が簡単に進むわけではないと思うんですよ。

その辺が、だから、ある程度、何年間かは県がそれなりの負担をしなきゃいかん時期が、話が出てくると違のかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 議員御指摘のとおり、保険料を全県的に統一していくとなりますと、お話の中にもございました応能負担の考え方、まさに市町ごとに所得水準が異なっておりますので、これを整理していかなきゃいけない。大変難しい課題があるかなと思っております。

一方で、保険料率につきましては、将来的に統一していこうというような考え方もあわせて持っていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、全てを統一化するというのは大変な、難しい課題かなと思っております。

また、財政を安定的に運営させていくという意味でも、県からの拠出についてもバランスを勘案しながらこれを出していかなきゃいけないかなと思っておりますので容易ではないと思っておりますけれども、市町と引き続き議論を丁寧に行いながら、こういった制度導入というのが円滑にいくだろうか

ということをこれから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔35番 奥野英介議員登壇〕

○35番（奥野英介） ありがとうございます。

保険料については、収入のある人はある程度のところでとまるわけなんですよね。今、最高で、年間で100万円弱だったかと思うんですけども、だから、その辺の天井を上げていくのか、また、低所得者にできるだけ負担が少ないようにも考えていかなきゃいかんと思うんですよ。

だから、応能・応益割という部分で、そこをどういうふうな整理をしているのかというのも考えなきゃいかんし、これ、局長、2年ぐらいでは相当、あえたりもんだり、いろんな意見が出てくるかと思うんですよ。

だから、その部分が多分クリアできれば、県が保険者として、運営主体が県になっても案外スムーズにいくかわからんけど、そここのところをやっぱりきちっと話し合っていたいただきたいと思います。

以上、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

本日、同僚の山内県議会議員がインフルエンザB型に先週末かかってしまいましたため、議場の大切な方々にうつしてはいけないということで、今日は欠席をさせていただいております。少し寂しい思いもありますけれども、今日は4年に1回の2月29日、とても貴重な日でございます。この日に質問できることをうれしくも思いながら、通告に従い質問をさせていただきたいと思います。

まず、一番最初に、中小企業・小規模企業支援についてということでお伺いをいたします。

三重県では、平成26年4月に三重県中小企業・小規模企業振興条例が施行

されて、間もなく2年という形になります。

国のほうでは小規模企業振興基本法が平成26年6月27日に公布されましたので、それよりも前に三重県が小規模企業というのをしっかりと入れた形で条例をつくっていただいたことを、このことを高く評価させていただいております。

この条例の中では、地域のコミュニティーでありますとか雇用の確保、そして創出など、地域社会の維持や形成のために大きな役割を果たしていただいております中小企業、小規模企業の皆さんの主体的な努力を促すとともに、県や関係団体、商工団体等がしっかりとサポートしていく、そういった考えに基づいて、県内を五つの地域に分けてみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会を設置していただいております、その中で、中小企業等が具体的に計画的にどのように今後事業展開をしていったらいいのかというサポートでありますとか、実際に計画等をつくっていくときに、5名のインストラクターの方や経営指導員の方々等が寄り添いながらきめ細かに対応をしていただいているというのが現状であると思います。

それで、この中で、私は特に、第16条のほうに書かれております三重県版経営向上計画、このことに注目をさせていただいております。

この計画は、ステップ1、2、3に分かれておまして、一番最初が、自分の会社の課題の把握でありますとか整理をしっかりとしていこうということであります。ステップ2が次の段階、実施計画を立てて、今後どのようにやっていくかという、しっかりと計画を立てる。そして、三つ目がそれを本格的に実行するということで、それぞれに、県や商工団体、インストラクターの方々がサポートをしていただいております。

平成26年度は4月施行で、この取組は1年丸々できていないとは思いますがけれども、166件の認定がなされたと聞いております。ステップ1のほうが52件、ステップ2が105件、ステップ3が9件、合計166件で、今年度が1月末現在で169件の認定が既に終了しております、特に注目したいのは、ステップ2が147件になっている、多くなっているということでもあります。

ステップ1からステップ2にステップアップをしていただいたケースもあれば、直接最初からステップ2の実施計画のほうに入っていた、そういった企業が多くなっているということだと思っております。

この三重県版経営向上計画を今後も着実に、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画でも年間200件を目標にされておりますけれども、これをしっかりと進めていくことが重要であると思えます。

事業者の方々からは、自社の課題が明確になったとか、先をしっかりと見据えて事業経営をできるようになったといういい御意見をいただく反面、なかなか、小規模企業を中心に、人が割けないので、もっときめ細かい対応をしてもらいたい、また、認定までの期間を短くできないのかということや、様々な御要望もいただいております。

そこで、雇用経済部長のほうにお伺いしたいんですけども、県のほうでもこの2年間の取組について様々検証もしていただいております。その上で、具体的に、僕、3年目というのがすごく大事な年になってくると思いますので、2年の検証を踏まえて、来年度どのような形で中小・小規模企業の支援をブラッシュアップしてもらおうのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 三重県版経営向上計画の来年度の取組の充実の点という御質問でございました。

三重県版経営向上計画については、先ほど議員のほうから、ステップ1、2、3の認定した件数も御紹介がございました。現在、平成28年1月末までの累計で計335件を認定しております、各事業者の経営向上の取組を支援してきたところでございます。

それから、認定した事業者からも声を聞いておまして、まず、ステップ1から取り組めたことで、企業の今後や従業員の待遇について見詰め直すきっかけになったでありますとか、ステップ2の認定を受けた地域密着型の石油販売店は、専門家派遣により訴求力のあるチラシを作成して新規顧客の

開拓を実施したところ、徐々に売り上げが向上したと、それから、ステップ3の認定を受けた介護サービス事業者は、食事宅配サービスの拡大を図るために必要な資金調達が可能となって、新たなメニューの開発やPR活動に取り組むことができたなどの成果も出てきております。

このような具体的な成果をもっと伸ばしたいということで課題もありまして、やっぱり小規模事業者に対してまだまだこの制度が十分に浸透していないという声もいただいております。それから、商工会とか商工会議所の経営指導員は、個社の経営状況に応じた伴走型の支援や地域活性化の役割も担っているんですが、なかなか十分とは言えないということがございます。そのような課題。

先ほど申し述べました成果、それから課題を踏まえまして、地域の事業者に対して支援策がきめ細かく届くよう、平成28年度から、商工会、商工会議所の補助員や記帳専任職員を経営支援員に順次移行して、経営指導員とともに地域の巡回指導を行っていきたいと考えております。

これによって、経営指導員に加えて、経営支援員による支援施策の普及促進、それから、三重県版経営向上計画の策定支援等、経営支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

また、三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた小規模企業に対する専門家派遣の件数を増やすなど、フォローアップを強化してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

しっかりと課題を整理しながら、来年度、きめ細かくさらにブラッシュアップしてもらえんというところで、特に商工団体の、いわゆる内勤の方ということになると思うんです、そういう補助員さんとか記帳専任職員さんという方々、この方が経営支援員になられて外へ出ていってもらいたいというのは非常にきめ細かい対応につながっていくと思います。

そういった内勤の方、大体県内で80人ぐらいおられるというふうに私は聞かせてもらっておるんですけども、その方々と経営指導員、そしてインストラクターさんがしっかりときめ細かく対応してもらう、そういったことはとても重要だと思っておりますので、しっかりとそれを進めていってほしいと思います。

それと、課題も言っていただきましたけれども、僕のほうからも言いましたけど、認定を受けた企業へのサービスということの充実というのもあわせてしっかりと考えていきながら取り組んでもらいたいと思います。

一つ、これ、平成27年度の補正予算で、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ分でやっていただいたみえの食関連サービス産業等経営向上支援事業費補助金、これ、ステップ2とステップ3の人が受けれるということでやってもろたんですけど、平成27年のたしか11月27日に受け付けをして、今年の1月22日にはもう既にいっぱいになって募集を締め切ったという、（資料を示す）逆に言えばすごく使いやすい、そういった、中小企業、小規模企業にとっては非常にありがたい事業であったと、そのように思っております。

これ、1回きりの事業ですので終わってしまったわけですが、中小企業、小規模企業の皆さんがどのようなサービスを求めているのかも、こういった事業の結果等も踏まえてまた必要なものをつくっていってほしいと思いますし、私は、インストラクターさん、今、有期契約雇用職員という形になって1年ごとの更新ということになっておるので、その方々のお立場ももう一度考え直す必要が、もっと専念して継続的にやっていただける環境をつくることも大事なのかなというふうに思いますので、そういったことも含めて、今後しっかりと進めていってほしいと思います。

時間の関係で二つ目に入らせていただきます。

二つ目が、医療提供体制ということで書かせていただきました。

これまで、私自身、いろいろ医療のことについて携わらせていただいて、例えばドクターヘリ、この1月末で4年経過しました。この4年間で1488回

出勤していただいております。1400人の方が患者数として数えられておるわけですが、この中で多くの命が救われたケースや後遺症の軽減につながっております。関係者の方に、本当に心から感謝をいたします。

また、がん対策のほうも、外来で専門的な化学療法が受けていただけたり、緩和ケア病床の充実をしていただきました。また、地域がん登録というのも、毎年1万6000人ぐらいの方が新規に登録をされておりますので、データがかなりたまってきております。今後は、この活用、それも含めてやっていかないといけないなというふうに思っております。

その上で、今回は県立一志病院の今後についてということで、非常に多くの心配の声を聞かせていただいておりますので、そのことを聞かせてもらいたいと思います。

昨年、知事と前葉津市長の1対1対談で、津市のほうが今年度までやっていただいております寄附講座を、津市としては直接はもう三重大学のほうにしないですよと、そういったことがございました。その後、市や県、病院事業庁、健康福祉部医療対策局、そして三重大学等、いろいろ連携協議をしていただきながら、じゃ、4月以降はどうするんだということをお話しいたきてきたかと思います。もう4月というのは間近に迫っておりますし、地元の方々からも不安の声も聞かせていただいております。私も様々お話を聞かせていただけてきたわけですが、これは医療対策局長に聞かせてもらいたいと思います。

一志病院はこれまで、総合診療医の育成でありますとか地域医療の推進ということをしつかりとやってきていただきました。それをするためにも、津市の補助金も活用させていただいて、医師の確保を図ってきたところでございます。

当然、津市のほうも、医師の確保だけではなく、地域医療をしつかりとつくり上げていく、地域包括ケアシステムを構築していくということで今までやっていただいたわけですが、今後、この4月からどのように白山・美杉地域を含む一志病院の医療提供体制がしつかり確保されるのか、そのことをま

ず聞かせてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 4月以降の白山・美杉地域におけます県立一志病院を含めました医療提供体制のあり方についてお答えいたします。

現在、一志病院におきましては、議員から今お話がございましたように、津市の寄附により三重大学に設置された寄附講座から3名の家庭医が派遣されまして、研修医の指導に当たりつつ診療を行っておると。こうした診療体制の充実によりまして、美杉地域におけます診療所に対する支援も行われているものと承知しております。

津市による寄附講座は本年度で終了が予定されておりますが、平成28年度以降は、県が三重大学に寄附を行い、これに基づき寄附講座が設置されることとなっております。

そして、この講座の中では、総合診療医を中心とした地域におけます医療提供体制に関する教育、研究等を行うとともに、一志病院などにおきまして診療も行う予定でございまして、こうしたことから、これまでと同様に白山・美杉地域における医療は確保されるものと考えております。

以上でございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

今の答弁でちょっと気になったのが、今後は県のほうから寄附講座を三重大学のほうにしてもらおうということですけど、されることとなっているということでしたので、する側の県のほうとしてはすることとなっているということでもよろしいんですね。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 正確に申し上げますと、寄附講座の設置主体はあくまでも大学になりますので、三重県の行為としては寄附を行うところまででございます。ただ、当然その寄附を行うに当たっては、こういう形でお願ひしますといった、ひもつきじゃないんですけどもお話

をしますので、一応、寄附講座が設置されることとなっているという受動的にお答えした次第でございます。

以上です。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） ありがとうございます。

4月以降もしっかりと確保されて、そういった今までの果たしてもらってきた役割も継続されるということで、そこで、二つ目に入りますけれども、それでは、じゃ、一志病院を今後どのように位置づけるのかということが、今まで各議員のほうからもお話もあったかと思います。私自身も、一志病院が今後果たす役割というのは非常に大きいと思っております。これからの地域医療、地域包括ケアシステムを県内各地で構築していくための必要な人材を育成していただける、また、地域偏在を解消していくためにも、総合診療医、家庭医療の分野の医師や看護師、また、関係者を育てていくことは重要であると考えております。

その上で、これまで三重県立一志病院のあり方に関する検討会の中等でも示されてきましたけれども、プライマリ・ケアセンター（仮称）という、そういったお話の検討がなされておると、そのように聞かせていただいております。

私は、来年度、これは新しい寄附講座の形態になっても、しっかりとこのプライマリ・ケアセンター（仮称）というものを一志病院の中で位置づけていくことが大事であると、そのように思っております。

それも、これまで医療対策局長とも意見交換も何度かさせていただいたかと思いますが、地域医療介護総合確保基金をしっかりと活用して、なぜこの基金をという、私は、継続的にその地域で人材育成、また、地域への地域医療の提供に結びつけていくという意味で、基金の活用が必要であるとも一方で思っております。

来年度、プライマリ・ケアセンター（仮称）を含む、そういった創設についての県のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 今後、在宅医療などの地域医療を進めていく上では、議員御指摘のとおり、多職種連携というのがより重要になってくるものと考えております。

このため、県といたしましては、総合診療医をはじめ多職種連携を実践できる看護師などを育成することを目的に、三重県プライマリ・ケアセンター、仮称でございますが、これを一志病院内に平成28年度中に設置したいと考えており、その際には継続性についても考慮し、地域医療介護総合確保基金の活用を検討してまいります。

以上です。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。

来年度中にプライマリ・ケアセンター（仮称）を設置していただくという方向で進めていただき、地域医療介護総合確保基金を活用していただくというところであります。本当にありがとうございます。

一志病院、あの地域への医療ということで限られるという御意見もある一方、あの病院で果たしていただいております役割というのは、三重県内各地域、やはり医療で不安を持っていただいております地域にとっても、しっかりとそこで御活躍いただく方の人材育成をしてもらおうという、そういった大切な責任、役割も担っていただくこととなりますので、この基金を活用したプライマリ・ケアセンター（仮称）の設置につきましては心から御礼を申し上げます。

4月から、私が聞いたところによると、プライマリ・ケア療育の特定看護師さんというのがおっってもらうみたいなんですけれども、今は三重県にはまだ一人もいらっしゃらないんですけれども、神戸から一志病院のほうに来ていただけると、そのように聞いておりますし、どことは言えないんですけど、某大学のトップクラスの看護師さんが、一志病院が今後目指すプライマリ・ケアナースの育成ということに共感をしていただいて、4月以降、来ていただけると、そういったことも聞かせていただいておりますので、本格的に指導がなされることを心から念じております。

最後に、もう一つ、一志病院の4月以降の運営主体について、これは知事のほうに聞かせてもらいたいと思います。

知事は政策集の中で、この運営主体のあり方については平成27年度中に一定の方向を示すと、そのように言っていました。先日の議会の質問にもしかるべきときにということを言われたかと思いますがけれども、この4月以降の運営主体について知事のお考え、先ほど今後の一志病院の展開も聞いていただいたと思いますけれども、これについて知事のお考えをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 一志病院につきましては、平成22年3月策定の県立病院改革に関する基本方針の中で、民間移譲という方針を示しつつ、その工程については、当分の間は県立県営での運営を行うというふうになっています。

このような中で、同病院を取り巻く状況の変化等も踏まえ、県内の有識者、関係者から構成される三重県立一志病院のあり方に関する検討会を設置しまして、将来のあるべき姿について検討を行ってまいりました。

議員御指摘のとおり、私は政策集において、一志病院の運営主体のあり方等に係る今年度中の方向づけということをおっしゃるわけでありましてけれども、この運営形態を検討するに当たっては、先ほど申し上げた、今月取りまとめられた三重県立一志病院のあり方に関する検討会の意見、これは取りまとめるに当たって激論があったわけでありまして、この検討会のまとめというのを十分そんたくする必要があると。その中で、それをそんたくするに当たっては、じゃ、改めて検討、確認しなければならない点が幾つか生じてまいりました。

具体的には、まず一つは、白山・美杉地域の高齢化が進む中で、在宅医療や地域包括ケアに対するニーズが高まることから、これらの課題に対応できる多職種連携による体制の確保が求められるということ。

二つ目は、先ほど来ありますように、三重県プライマリ・ケアセンター、仮称ですけども、の設置を検討する上で、じゃ、病院運営とどういうふうに整理をしていくのか、その検討や整理が必要であるということ。

3番目は、津市のほうでも、美杉地域に新たな医療拠点を整備していく方向性、こういうのも示されていて、じゃ、当該地域において、どういう医療提供体制を県立一志病院も含めてやっていくのかということを調整する必要があると。

こういうようなのが主な3点でありますけれども、こういう点をさらに検討、確認するには一定の期間が必要となりますし、あわせて、地域住民の皆さんや関係者の皆さんの思いをお聞きするという意味でも、今年度中に直ちに同病院の運営形態について結論を出すのは適切ではないというふうに判断しております。

このため、4月以降も現在の診療体制を維持することとし、運営形態に係る結論につきましてははしかるべき時期、またしかるべき時期かということになりますので、例えば一つの目安として、本年前半に一定の見通しをつけて、そして、何らかの形でお示しして議論をしていただくというようなことで、少し、いつまでもいつまでもというよりは、やはり一定の目安を持って議論をしていきたいと、そのように考えています。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） ありがとうございます。

様々、三重県立一志病院のあり方検討会でいろんな御意見も聞いていただきました。その上で、今後運営主体をどのようにしていくのか。過去において方向性も示されておりますけれども、今後というのが大事であります。

それと、もう一個、私が本当に特に、これは運営主体がどこであれという話になりますけれども、やはり継続的に適切な地域医療がしっかりと提供されること、また、そういった人材育成の場として、若い人たちに魅力のある、そういった病院になっていくこと、そこから全県的な医師の配置につながっていき、地域偏在がなくなっていくという流れが重要であると思っております。

運営主体も大事ですが、そっちのほうも非常に大事やと思っておりますので、今年なるべく早いうちにとということでもありますけれども、物事が決

まってから議会のほうに言われてもなかなか議論する時間がなくなったりします。できる限り早い段階で議会のほうにもお示しをいただきたいと思いますので、またそれをお待ちさせていただくという形をとりたいと思います。

それでは、時間がないので次の項に移ります。

認知行動療法についてということで、認知行動療法、詳しくお話する時間がなくて申しわけないんですけども、例えばうつ病、自殺の大きな要因の一つであるという、うつ病などの精神病を患う皆様方にとって、医師と面談でしっかり相談をしながら30分以上の時間をかけて、16回継続して治療を受けるというのがこの認知行動療法で、欧米では、非常に有効な手段であると、そのように言われております。

やはりうつ病などの精神病と闘われる方々というのは年々増加傾向にありまして、全国で100万人をもう超えつつあると、そのように言われております。

そういった中、三重県でも、平成25年でございますが1月に、(資料を示す) こういう三重県自殺予防研修会というのを開いていただいて、うつ・自殺対策における認知行動療法についてということで、沖縄県の仲本総合精神保険福祉センター所長に講師として来ていただいて、研修会を実施してもらいました。私もこれを聞きに行かせていただき、夜、仲本先生の貴重なお時間をいただいて意見交換の場も2時間ぐらいいたいて、様々なことをお話し合いさせてもらいました。仲本先生からは、三重県にもしっかり認知行動療法が提供されることを望みますということも聞かせていただいておりますが、それから約3年たってまいりました。

認知行動療法の必要性は国のほうでも大分理解が進み、2010年から認知行動療法は医療保険の適用になっております。来年からさらに、今は医師が認知行動療法をしないとイケないんですけども、看護師と共同で面談、相談に乗っていくと。看護師のところまで拡充がされることが決定いたしましたし、また、不安障がい、例えばストレス障がいとか、様々な不眠症であるとか、そういったお悩みを持つ不安障がいの方々へも適用されるというふう

に拡充がなされます。

そこで、三重県において、平成25年にこういった取組をして、これまで様々な認知行動療法についての取組をしてきていただいたと思いますが、現在、これは身近で受けれるということがとても重要ですので、そのあたりのことも知りたいという思いから、三重県内で認知行動療法を受診できる体制についてどのようになっているのか、そして、来年度から拡充される中で、三重県としてどのように人材育成をしていくつもりなのか、健康福祉部長にお答えいただきたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 認知行動療法について御質問をいただきました。

認知行動療法は、心理療法の一つで、薬を使わないことから副作用の心配がないとともに、悲観的にならない考え方を身につけられることから再発の防止につながるとされており、うつ病の治療に効果が見込まれるほか、依存症、パニック障がいなど、他の精神疾患がある方にも有効であると言われております。

このため、県では、御紹介いただきましたとおり、平成25年度からこころの健康センターにおきまして、認知行動療法に関する支援者向けの研修、これは、精神科病院の臨床心理士や精神保健福祉士などの方も御参加いただいて実施することにより普及啓発を図ってまいりました。

しかしながら、治療効果があると思われる患者の数に比べまして、実施する医療機関、これは全国でも伸びず、県内ですけれども、4カ所の精神科病院と、それから6カ所の精神科のクリニックのみにとどまっていると、こういう状況になっております。これは、診療報酬が算定されるためには認知行動療法の全てを医師が行わなければならないということが一因であると指摘されております。

こうした中、御紹介いただきましたとおり、平成28年度の診療報酬改定では、医療機関において看護師が、医師の指示のもとですけれども、認知行動療法の一部を担った場合も保険の対象になるということなどの改定がされる

方向にあるというふう聞いております。

今回、この改正がされますと医師の負担が軽減されるということで、認知行動療法を行う医療機関が増えることが期待され、ひいては必要とする患者の皆さんが、受診機会が増えるということにつながると認識しております。

このため県としましては、従来の支援者向けの研修などを引き続き行う中で、新たに精神科病院や精神科クリニックの、医師もそうですけれども看護師の方々に積極的に参加を呼びかけ、普及を進めていきたいというふうと考えております。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） ありがとうございます。

着実に進めていただいていると。今、県内10カ所と聞かせてもらいました。これがさらに来年度からの拡充で広がることを、また、看護師の皆さんの育成をしっかりと行っていただきますように、よろしく願いをいたします。

済みません、もう時間がなくなりました。

最後に、読書運動のさらなる推進についてということで、僕のほうからは、今、三重県では第三次三重県子ども読書活動推進計画というのをつくっていただいて、平成27年3月でしたかね、これを一生懸命取り組んでいただいております。

一方で、学力向上のためにも僕は、読書というのは非常に底力を上げていく、思考力であるとか、読解力であるとか、持続力にもつながっていくと思います。読書をしっかりと充実させていくこと、環境をまず充実させることが大事だと思っております。

学校図書館の図書標準を三重県で達成できておる市町はどれぐらいあるかなと調べてみたら、本当に少なかったんですね。例えば桑名市と、東員町と菟野町ですかね、この三つしか図書標準を達成できておるところはないということで、やはり環境を整備するということが大人の使命やと思っております。

その意味で、教育委員会のほうで今後、市町と連携しながら、子どもたちが読書に、興味を持った本に触れる機会をつくるべきやと思いますが、1分を切りました、一言だけ、済みません、お願いします。

○副議長（中森博文） 答弁は簡潔に願います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 議員に御指摘いただきましたように、第三次三重県子ども読書活動推進計画に基づきながら、市町教育委員会と、学校司書の配置、あるいは学校図書館図書標準等の達成に向けて、手を携えながら頑張ってまいりたいと思います。

なお、平成28年度につきましては小・中学生を対象に、家庭や学校等で読書活動を推進するリーダーとなる子ども司書の育成事業を市町や公立図書館と連携して実施し、子どもたちの読書機会の拡充を図っていくこととしております。

以上でございます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 時間がない中、本当にありがとうございました。

しっかりと読書を、本当に基礎的な力を養うということで、環境整備、これは行政と大人がやっていくべきだと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 津市選挙区、日本共産党の岡野恵美でございます。よろしく御協力をお願いいたします。

子どもの貧困は社会問題となり、三重県においても今回、子どもの貧困対策計画の最終案が出ておりますが、私は、何といたっても子どもの貧困にすぐ手を差し伸べる県政であってほしいとの思いを込めて、3点質問させていただきます。

まず、第1点は、子どもの実態把握と行政責任の明確化ということです。

平成25年度に生活保護を受けた三重県の18歳未満の子どもの数は2137人、0.7%、就学援助を受けた公立小・中学校の子どもの数は1万7463人、11.61%で、ともに全国平均を下回っておりますが、実態はどうでしょうか。

私は、生活保護や就学援助など、制度そのものを知らない人がいたり、生活保護など申請をためらうこともあって、実際はもっと多いと認識しております。また、その貧困の内容ですが、県も今回の計画策定に当たって35例の実態調査を行い、その傾向をまとめております。この中で深刻な実態が浮かび上がってまいっております。見えないところで貧困が広がっているのではないのでしょうか。

私の孫がお世話になっております小学校は児童数256人の小さな学校ですが、生活保護と就学援助を受けている子どもの数は165人、実に64%です。学校は、お風呂に入れてもらえない子どものためにシャワーを設置したとのことです。

子どもの貧困対策計画策定検討委員会の議事録を読んでおりますと、運動会の練習で朝食を食べてこないから1時間ぐらいすると倒れてしまう子どものことや、食事を満足に食べていない子どもにPTAが協力してパンを配ってあげようとしたが、子どものプライドもあって継続は難しいなどの発言が出てまいりました。

貧困が、質的にも量的にも広がりを見せているのではないのでしょうか。実態把握と県の取組の現状、県の責任を果たすように求めたいと思います。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、貧困対策につきまして2点ほど御質問いただきましたのでお答えしたいと思います。

平成25年の国民生活基礎調査によりますと、国の子どもの貧困率は16.3%ということで、子どもの6人に1人は貧困状態にあると言われております。

一方で、子どもの貧困の実態はわかりにくく見えにくいということを踏まえまして、県では関係機関を対象とした貧困対応事例の聞き取り調査を行ったところでございます。

その結果、調査を行った家庭では、経済的な困難にとどまらず、例えば配偶者との離婚、別居、死別等によりひとり親家庭となったケースや、配偶者からの暴力、あるいは親の精神疾患でありますとか精神不安定、また、浪費癖、アルコール依存などといったような複合的で多様な課題を抱えているという傾向にあることや、地域社会から孤立し、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない傾向があるというふうなことが明らかになったところでございます。

このため、聞き取り調査によって明らかになった様々な課題を踏まえまして県では、国の子供の貧困対策に関する大綱に示されました教育の支援、それと生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援という四つの支援に、包括的かつ一元的な支援を加えた五つの支援というものを柱といたしまして、子どもの貧困の実態に沿った取組を進めていきたいと考えているところでございます。

また、取組を進めるに当たりましては、関係部局が連携を図りながら実態に即した着実な実施に取り組むとともに、市町、学校、関係機関、団体等との連携、協働のもと、地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町及び関係機関を支援していきたいと考えております。

続きまして、行政責任、あるいは公的責任を明確にというふうな御質問でございましたけれども、平成26年1月に施行されました子どもの貧困対策に関する法律におきましては、地方自治体は、「子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」というふうに規定されているところでございます。

また、家族のあり方が多様化しておりますし、地域のきずなが薄れるという中で行政が中心的な役割を果たすことが求められているということもございますので、県といたしましても公的責任を踏まえて、しっかりと子どもの貧困という課題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） しっかりと取り組んでいただけるというふうなことを答弁してくださいました。改めて、知事にもう一度、責任を持ってしっかりとやったださるかどうかについて確認をしておきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、局長から答弁させていただきましたとおり、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、公的責任を踏まえて、しっかりと子どもの貧困という課題に取り組んでいきたいと思っています。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 改めてしっかりと取り組んでいただくという力強い御答弁をいただきました。

それで、具体的に幾つかのお願いをしたいと思っています。

まず、第1、就学援助についてです。

就学援助制度は、市町が公立小・中学校の児童・生徒のいる家庭に学校の費用を支給する国の制度です。入学準備のためのお金も入っております。

ところが、この制度は、申請してから実際にお金の手元に来るまでに時間がかかりまして、小学校で例えば就学援助を受けておられる方が、中学校入学の説明会のときに申請書を提出いたしましても、これは自治体によってばらばらですけれども、実際に手元にお金が入るのは5月ないし7月と、こういった状況でありまして、非常にそのお金を入学のときの準備のために充当できないということがあります。間に合わないということです。もちろん、小学校の入学の時点にも間に合いません。

そのために、制服の購入など、業者の支払いなどで、貧困に苦しむ御家庭では大変困っていらっしゃると思います。新聞にも一部報道されておりましたが、入学しても登校しないため心配した担任の先生が家庭訪問をしたら、注文した制服代をもらいに行くお金がなかったので結局休ませたということがわかりました。校長先生が制服代を立てかえて4日目に登校したということです。

就学援助は市町の制度ですが、県として制度の周知の徹底と、早く保護者のお手にお金が渡り入学準備に間に合うよう、市町に工夫するように話していただきたい。このように、周知徹底、そして改善を求めていきたいと思っています。

第2に、外国人の言葉の壁をなくしてほしいということです。

外国の方には、住民票の登録をするときなどに、制度を紹介した多くの言語に対応したパンフレットなどを配っていただきたい、こういう提案です。こういった声は、検討委員の中からも出ております。

三重県では、自動車や家電の大企業の依頼に応じて、海外から多くの人々が来ております。孫の小学校では43%、111人が外国の子どもたちです。体操服やランドセルなどを譲り合ってお互いが支え合っている様子ですが、しかし、孤立している外国の方や障がい児をお持ちの方は言葉の壁があって、その子どもたちは基本的に生きる権利すら手にしておりません。生活保護や児童扶養手当、特別児童扶養手当などの基本的な制度を知らないんです。ぜひ、パンフレット作成も含め、外国の子どもたちに支援をお願いいたします。

第3、学校プラットホームについてということです。

国の子どもの貧困対策に関する大綱に、学校をプラットホームとした総合的な貧困対策の展開という教育支援が出ております。

それで、県の子ども貧困対策計画でも、学校を駅のプラットホームに見立てて、学校を核として様々な関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするの意味で使われているとのこと。言葉自体になじみがないため、何のことかよくわかりません。もう少しわかりやすい表現にはできないでしょうか。

第4、専門家等の増員について求めたいと思います。

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、外国語のできる教師、そして、教職員定数の抜本的な増員をお願いしたいと思います。

特にスクールソーシャルワーカーは、学校で働く福祉の専門家ですが、県下で8人しかおりません。これでは少ないのではないのでしょうか。

先ほどもお願いしましたが、言葉の壁がある障がい児が基本的な権利を受けられるように人的配置をすることが特に求められます。また、ある先生は、目配りすることでようやく学力がついてきて明るくなってきた貧困家庭の子どもに対し、教師の多忙さを嘆いておられました。

子どもの貧困対策計画では学校がプラットホームの役割を果たすようにしておりますが、私は、これ以上教師の負担を増やすべきではないと思います。そのためにも関係者の増員を強くお願いしたいと思います。

それでは、次に、この項目の第2点、子ども医療費、すなわち、子ども、障がい児、ひとり親家庭の医療費窓口無料化についてお伺いします。

県議会で窓口無料化を求める請願が通ったことで、県民は、すぐやってもらえるのではないか、こういう期待が広がりました。しかし、残念ながら聞いてもらっておりません。

子どもの健康を考えるなら、お金がなくて医者にかかれぬことほどせつないことはありません。少なくとも小学校の間は、三重県の制度では医療費はかかりませんが、窓口で一旦払わなければならないことが問題です。孫の学校は虫歯の子どもが多く、歯が痛いと言っている子どもがいます。先生が親に病院で診てもらってくださいと言うのですが、残念ながらお金がないのでかかれぬ、こういう状態があります。ぜひ窓口の無料化をお願いしたいと思います。

ところで、この窓口無料化を妨げているものの一つに国のペナルティーがあります。

しかし、今、厚生労働省では、子ども医療制度のあり方等に関する検討会がペナルティー廃止の方向で検討しているとお聞きいたします。ペナルティーがなくなった場合、窓口無料化を実施すべきではないでしょうか、御答弁ください。お願いいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 子ども医療費の窓口無料化についてお答えいたします。

本県では、より多くの子どもの健康を確保し、安心して子育てができる環境を整えるために、対象者の範囲を小学校6年生までとし、一部自己負担金の支払いも求めず、2カ月ほどで償還される仕組みとなっており、この結果、県の一般財源に占める子ども医療費の割合は全国第4位となっております。

本県で窓口無料化といいますと、これはとりもなおさず現物給付の実施を意味するわけでございますけれども、この現物給付を実施しますと、医療費の増加により県や市町の財政に与える影響が大きいといった課題がございます。

また、今御指摘いただきました減額措置、国のペナルティーにつきましては、国におきまして子どもの医療制度のあり方等に関する検討会の中で議論されておりますけれども、その方向性はまだ明らかになってはいないと承知しているところでございます。

ただ、それはそれとして、子どもの医療にかかわる大事な制度でございますので、一度制度変更をして、その後財政状況が悪化したからといってもとに戻すというわけにはいかず、県といたしましては制度を持続することが肝要であり、県民の方々にとって有益であると考えております。

また、県民の方々に住みなれた地域で安心して暮らしていただくためには、限られた財源の中にあっても、医療従事者の確保をはじめとした各種の医療提供体制の整備に取り組んでいかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、子ども医療費の窓口無料化については、本県の実情に鑑み、給付と負担のバランスも勘案しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 少なくとも厚生労働省においては全体的に子どもの貧困とのかかわりなども一部あると思いますし、そして、要望も出ております。国の制度として窓口無料化、これが一番いいわけですがけれども、しかしながら、これが果たせていないという中で、もう全国的には広がっている、そして、三重県はここを実施されていない。本当に切実に子どもたちの健康を願うならば、財政負担のことを言われましたけれども、しかし、ここを検討していく必要があるのではないかと思います。

窓口無料化については検討をすべきだ、そして、子どもたちの安心のため

に、このことについて一歩でも二歩でも検討するということで、もしペナルティーがなくなったならばどうするのか、検討するというお考えもないのかどうか、再度求めていきたいと思ひます。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 繰り返しになりますけれども、国の減額措置の有無にかかわらず、当県の実情に鑑みまして、給付と負担のバランス、また、同じ財源がございましたら医療提供体制に費やせる部分もござひますので、そういったことも総合的に勘案しながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 私は非常に残念に思っております。何としてもこの点については、県民の皆さんの願ひが切実なものであるだけに、前向きに検討をされる、このことを強く願ひて次の質問に行きたいと思ひます。

質問の第3点、保護者の収入を安定したものにすることが何よりも必要です。そのためにも、非正規雇用をなくす取組について質問をいたします。

子どもの貧困対策検討委員会の会議録に、ひとり親家庭の就業率データのところで、正規・非正規雇用といった区分でのデータはないのか、特に非正規雇用から貧困に転落するといった状況があると考えられるので、単に就労している割合だけでなく、三重県では非正規雇用の割合はどうかのデータが必要ではないか、全国的にも非正規雇用が多くなっているというデータもあるとの発言が記録されています。

子どもの貧困対策計画の中では、平成26年度のひとり親家庭の収入は、母子世帯では一番多い収入層は100万円から150万円未満、21.8%です。続いて、150万円から200万円未満、17.6%となっています。

先ほどもお話ししたように、母子家庭の雇用構造については言及がないため非正規雇用かどうかはわかりませんが、三重県の女性雇用の6割が非正規雇用となっていることから、多くは類推して非正規雇用であると考えられます。

子どもの貧困をなくすには、三重県が非正規雇用をなくす取組に着手することが何より必要です。三重県の非正規雇用をなくす取組の現状、母子家庭の雇用を改善するための取組について御説明ください。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 非正規雇用をなくす取組についての御質問でございます。

非正規雇用の実態としましては、総務省の労働力調査、平成26年平均によると、非正規雇用は1962万人で、役員を除く雇用者全体の37.4%となっています。

誰もが性別や年齢等にかかわらず、意欲や能力を十分に発揮して働くためには、その個人の多様な働き方の一つとして非正規雇用という選択もありますが、非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、セーフティーネットが不十分といった課題がございます。

この労働力調査によれば、25歳から34歳までの年代では不本意非正規の割合が28.4%と他の年代に比べて高く、正規雇用との年収の差が既婚率の差につながっていることから、正規雇用への転換により次世代を育てていく経済的な基盤を確立することが重要であると認識しております。

そのため、若者と企業を対象とする正規雇用を促すセミナー、正規雇用を目指す若者等を対象に、コミュニケーション能力など社会人として必要な力を身につけるキャリアアップセミナーを開催しています。

また、未就職のまま卒業した若者や正規雇用を目指す若者等を対象に、ビジネスマナーやチームで働く力など、社会人として必要な能力等を学ぶ講座とインターンシップを組み合わせて、就職に直結するよう支援をしてきたところでございます。

また、厚生労働省の全国母子世帯等調査、これは平成23年度でございますが、これによれば、母子家庭の就業者の47.4%がパート、アルバイト等非正規で働いており、その平均年間就労収入は125万円と低い状態で、このことが子どもの貧困の大きな要因であると認識しております。

このため、ひとり親家庭への支援として、就労経験のない親や就労経験が少ない親に対し、また、児童扶養手当受給者や生活保護受給者を対象とした自立支援プログラムにおいて、職業訓練の受講を指示された親に対して職業訓練を実施しているところです。

今後も関係部局と連携し、子どもの貧困対策につながるよう、若年者やひとり親家庭の親のキャリアアップにより正規雇用を促進してまいりたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 母子家庭の皆さんへの、データがしっかりと把握されていない、非正規雇用かどうかということに対して調査をされていないというようなことを問題意識として、私、申し上げました。

全体的にそういった調査すらできていないというところ、ここが大きな問題ではないかなというふうに思います。先ほどは一部具体的な例も出させていただきましたが、やはり根本的には、非正規の雇用が広がっている、ここが改善されないと、問題の解決が出てこないのではないかなというふうに思うんです。

私は、非正規雇用の問題が出て久しいのに、三重県がこの対策に本格的に着手していないことこそ問題だと思います。みえ県民力ビジョンの数値目標に上げて、具体的に踏み出すように求めていきたいと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○雇用経済部長（廣田恵子） 三重県内の正規・非正規雇用の状況の把握等について、数値目標にということがございましたが、県独自の数値は調査はしておりませんが、過去におきまして、就業構造の基本調査、5年ごとの調査なんです、三重県は全体的に国と大体同じ構造でございますので、その数字を応用することによって対策を練ったり、あるいは数値目標を決めたりとか、それに向かつての指導とかは、内部では考えていけるのではないかなというふうに考えているところでございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） やはり三重県としましては、先ほどもちょっと話がありましたけれども、ものづくりの中で、外国からの雇用の労働者も含め、非正規雇用の分野の人たちがたくさん入ってきておりますが、根本的には、非正規雇用の労働者がどんどん増えている、そこにきちっと対策を立てていかないと、母子家庭のそういった貧困層の問題も根本的には解決できないのではないかというふうに私は思います。

それで、この点については具体的に調査をしながら対策に踏み出していたきたいというふうに思うわけです。その点について具体的な調査に踏み出していただけるかどうか、お願いします。

○雇用経済部長（廣田恵子） 先ほども申し上げましたが、総務省の労働力調査によって、本県も大体就業構造が同じですので、それを活用していきたいというふうに考えております。

それで、その総務省の労働力調査も、県での標本数というのが非常に数が少なく、やっぱりその数値は教えてはいただけません。ということは、全体の国の数字ということになりますので、貧困でありますとか、あるいは非正規の雇用をということであれば、そういうことから文献調査も含めて、そこで把握をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 外国資本に経営権が移るシャープに、これからも12億円も出そうとしております。今まで大企業に対しては非常に大きなお金が費やされてまいりました、補助金も出してきましたけれども、それでも非正規雇用の労働者が増え続けてまいっております。

母子家庭は、ますます不安定な就労や低賃金に泣いております。非正規雇用の正規雇用化に真剣に取り組んでもらいたい、このことを強く求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許し

ます。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 岡野議員の子どもへの貧困への具体的な支援をということに関連してお伺いをいたします。

正規雇用化で子どもの貧困を救えということを岡野議員が言われたわけですが、三重県は特に北勢地域を中心に非正規労働の方の率が多いのではないかと思います。これは、ではないかというのは、先ほどもお答えがあったように、確実な数字がなかなかないからであります。各企業で自分のところは正規雇用が何人、非正規雇用が何人ということをしちんと発表されない、聞くことも県ができないというこの現実があるわけです。

ハローワークでの求人時点での非正規雇用率から見ると、これまでも申したことがありますけれども、愛知県、岐阜県と比べても非正規雇用率が少し高いというのが新規求人のところでも出てきているので、それから推しはかることができます。

子どもの貧困は親の貧困ということで、本来、県が、公的現場がどのようなことができるかと考えたときに、公的労働現場が率先して非正規から正規雇用への流れをつくるのが一つ大切なことだと思っています。なかなかこれまで進めてきたことと逆行するかもしれないけれども、そういう流れを示すことも大事な県の役目かなと思います。

そして、民間企業の方の正規雇用化をどうやって促進するかという、その方策をとらないわけにはいかない。知事はじめ、企業へも正規雇用化の働きかけをしておられるというふうに聞いておりますけれども、例えば、先ほども研修をしたりセミナーをしたりとか、それから、若い若年層の正規雇用化については大きく取組もあるわけですが、私を感じる実態としては、30代、40代の子育て中の方の非正規雇用による貧困における生活相談なんかでも大変多くて、ファミリーであるとなおさらです。

雇用の問題といえば、先ほども出ましたけど、鴻海のシャープ支援のことで、今、持ち切りになっております。決定は本日29日にもとっていたのが

延期ということになって、途端に雇用の問題はどうなるのかなということでも心配を皆さんとともに私もしておりますが、県として亀山工場や三重工場の操業継続と雇用維持を改めて求められたということです。私も本当に心配をしております。

シャープにはこれまで、先ほども出ましたが、平成16年から産業集積促進補助金として68億円つぎ込んできたのが三重県です。そして、今年度と平成28年度、この2年間で各4億円、29年度、30年度で各2億円と、総額90億円というのがこの産業集積促進補助金です。もちろん、2010年に中国への設備売却をけしからんということで6億4000万円返金させていますけれども、それでも80億円超えです。シャープへは余りにも大きい金額過ぎて、本来5年間で補助というこの制度ですけれども、特例で15年間に、平成30年まで引き延ばしている。三重県が払えないほど大きな金額だったわけです。

こういった企業への、これは立地促進にかかわったりする補助金ですけど、投資要件とか雇用要件とかが決められております。

シャープですけれども、今年度末にも、会社の状況、その投資要件、雇用要件を確認して、平成27年度の補助金を出すということになってくるわけですが、例えば、この数が私は妥当とは思いませんけれども、これは要件になっております、確認事項の600人の雇用のうち300人は正社員という、これはちゃんと確認をしていただくことができるのでしょうか。実態に即しているのでしょうか。

県は当初、1万2000人の雇用が生まれるとあって補助金支出を平成16年に決めたわけですね。実際には、亀山工場の正社員が一番多いときで3100人、その多くが派遣、請負の非正規雇用だったわけで、詐欺かとも言えるこの状況を私は許すわけにはいきませんが、しかし、今の要件の中では600人、300人、この600人、300人の協定要件すら守らないようでは困り物なわけです。

今後の補助金の支給はないということになりますが、そのことを1件、確認をしたいと思います。

さらに、ほかにも幾つかの企業への補助金制度があります。

平成28年度の予算の中にも、工業開発費中、誘致補助的な研究支援も含めた事業で20億円ほどあるように見まされたけれども、この費用が、働く人の賃金や雇用状況がよくなるために働いているのかなど、これまでのことも経緯も見ながら甚だ疑問です。

企業誘致合戦が繰り広げられて税金を積み、なれの果ての問題は全国で起きているわけですが、三重県のシャープや東芝の例が顕著なものとして取り上げられて、企業誘致合戦の効果はなかったものとも言われている、そんな報道もあります。このまま続けていいのかという論議もあります。

ワーキングプアなど非正規労働の問題が顕著化して社会問題とどんどんなっていて、こういった企業への補助金の制度、発足当時とは大分状況は変わってきているのではないのでしょうか。まだまだ従来どおりの雇用創出、経済効果期待という企業補助金を進めますか。

企業が頑張ってもらうことはとっても大切なことだと思っています。そして、働く人、地域経済を潤すために。ただ、そういうこととともに、さらなる正規雇用化をこういった要件の中に盛り込んでいくように見直すべきではないかと思うのですけれども、子どもの貧困対策計画の取組の一つとしていかがか、お答えをいただきたいと思います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 今回のシャープに関する補助金の件でございますけれども、まず、三重県企業立地促進条例の第1条の目的におきまして、「県内への企業の立地を促進する施策を講ずることにより、産業構造の高度化及び雇用の機会の創出を図り、もって本県経済の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与する」ということを明確にうたっているところでございます。

今回の補助金の交付についてでございますが、引き続き亀山工場の操業状況を確認しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

それから、あと、もう一つは雇用要件を大きく見直したらどうかという御提案の件なんですけれども、企業誘致につきましては、まず、国内外を含めて、まず三重県を選んでいただけるような、そんなインセンティブ効果が必要であるというふうに考えております。

その中で、雇用の要件についても、投資規模とのバランスを勘案しながら適切な雇用要件を考えていくことが必要だというふうに認識しております。

ですから、今の段階での、雇用要件を正規雇用化すると、新たに変えるということは、現在は考えておりません。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） シャープの件については状況確認をしていただいているということです。それはそれで進めていただくことになると思います。

それから、企業誘致などの立地あるいは研究所の補助金がありますけれども、こういう中に正規雇用化というのを今よりさらに大きくしていくということは考えられないという御返答だったと思いますけれども、企業立地がどんどんどんどん進んできたころと状況が変わっているということは、やっぱり大切なことだと思います。

企業が栄えてもらう、それから、地域がよくなることのためには、税金、県税を使っていくわけですから、そこで働く人や地域の方にそれが循環していくということが大切なわけで、もちろん企業が社会的に責任を果たしていただくことは大事なことで、それは紳士協定でやればよいという問題は、そういうレベルではもう、今、現実を見てみるとないというふうに私は思っています。

ですから、今、県が企業に対して、正規雇用化に対して何かやれることということの中で、もちろんバランスの問題はあると思いますけれども、バランスも含めて見直しも考えるべきときだというふうに私は御提言申し上げて、シャープに80億円近い、シャープだけではありません、企業立地のためにたくさん企業に支援をしている、そんな中で、各家庭の貧困の子どもさんたちが、この春の入学シーズンに制服がないと膝を抱えて泣かなくちゃいけない、こんなことがあってはならないと、子どもの貧困対策計画をしっかりと、教育委員会と雇用経済部と、そして健康福祉部と一緒に進めていただくことを心から望んで、この関連質疑を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（中森博文） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時50分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） この際、報告いたします。

去る 2 月 25 日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第 1 号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
1	平成 2 7 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成28年 2 月 29 日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 青木 謙順

委員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。青木謙順予算決算常任委員長。

〔青木謙順予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第1号平成27年度三重県一般会計補正予算（第6号）につきましては、去る2月25日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本日、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 日本共産党を代表いたしまして、議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第6号）に反対の討論をいたします。

補正の内容は、航空宇宙産業を世界的な成長産業と位置づけ、本予算にある技術者育成への支援や環境整備に加え、補正で、技術力強化促進のための関連事業者等で研究会を設置し、特に人材育成のために実習などをするための航空宇宙産業技術力強化促進事業費855万円余です。

先行していた愛知県、岐阜県に続いて、2014年には三重県企業の中からも、アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区の認定を受ける企業が続々

と誕生し、認定企業の工場が所在する県内や認定企業の所属する市町も特区に認定をされました。

日本の小惑星探査機「はやぶさ」の活躍や、相次ぐ小型衛星の打ち上げなど、宇宙の話題には夢とロマンをかき立てられます。また、MR J、三菱リージョナルジェットは、世界最先端の技術でもって、騒音解析技術、複合材技術、最新鋭エンジンを採用し、従来の同型機と比較して20%以上もすぐれた燃費性能を有するとともに、騒音、排出ガスも大幅に削減するなど、圧倒的な運航経済性と環境適合性をあわせ持っているということに加え、快適な客室空間の実現ということで、試験機初飛行に成功し、みんなが本当に喜びました。2017年度の初号機納入に向けて、その開発が進められています。子どもたちだけでなく大人も胸躍らせ、経済不況から抜け出す頼みの綱としても、宇宙規模で未来が広がっているように見えます。

日本の宇宙開発とその利用は、1969年5月、衆議院本会議で採択された我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議ののっとなって進められていました。

日本の宇宙開発は平和の目的に限って進めるという内容で、平和の目的とは非軍事という解釈がとられていました。我が国の航空宇宙開発は技術開発に重点が置かれ、宇宙技術の利活用を発展させる道が閉ざされていました。そのため、防衛庁、現在の防衛省が、衛星の保有、運用を行うことができなかったのです。自衛隊の活動において、宇宙の平和利用を目的とした国会決議が足かせになっておりました。

宇宙基本法が制定され、2012年の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（JAXA法）改悪は、宇宙の平和利用決議を無力化して、宇宙開発を軍事利用できるようにしたものです。航空宇宙産業の主要企業の多くは同時に自衛隊の戦闘機や戦車などの武器を製造しているように、航空宇宙開発と軍事産業は表裏一体の関係にあります。

しかし、日本では、憲法の平和主義と宇宙の平和利用決議によって軍事と一線を画して発展を遂げ、世界的にも高い評価と信用を勝ち取ってきたので

すが、それがほごにされたのです。

航空宇宙産業は、日米で共同開発を進めているミサイル防衛の受注により市場拡大を狙っていると言われます。宇宙の平和利用という足かせがなくなり、ミサイル発射の赤外線宇宙空間から感知する早期警戒衛星、高性能の探査衛星、自衛隊独自の通信衛星や通信傍受衛星などの開発や保有が可能となりました。宇宙基本法は、空の軍拡基本法になってしまいました。

昨年1月に制定された第3次宇宙基本計画によって、情報収集衛星について、現在の4機体制を大幅に拡充し、10機の整備計画目標を打ち出しました。

宇宙安全保障の確保を中心に据えた同計画について、内閣府の小宮宇宙戦略室長は安倍総理から、我が国の安全保障政策を十分に反映し、かつ産業界の投資の予見可能性を高め、宇宙産業基盤を強化するためのものとするように指示を受けたと明らかにしています。安倍首相の直接の指示のもと、宇宙の軍事利用と宇宙産業の強化が国策として位置づけられているのです。

三菱重工の小牧南工場には、同社製の戦闘機などの実物を展示した名古屋航空宇宙システム製作所史料室が併設されています。史料室の入り口付近の最も目立つ位置に零式艦上戦闘機が置かれているのを御存じでしょうか。抜群の運動性、航続性、強力な火力を備えた栄光の名機であり、世界の空に君臨することになったと説明、かつての侵略戦争への協力を栄光の歴史として語り継いでいるのです。

S J A C機関誌の年頭祝辞においても、経済産業省製造産業局長、防衛装備庁長官、官房審議官が登場し、軍事活用について言及をしています。会長祝辞では、昨年10月に防衛装備庁が発足し、防衛装備品の研究開発から調達、海外移転までの管理が一元化する体制が整備され、これを歓迎しますと、そのようにも述べてみえます。

現在、小牧南工場が心血を注いでいるのは、F35の最終組み立てを担う準備です。F35は、2001年から米国と英国を中心に9カ国で共同開発されてきた最新鋭ステルス戦闘機です。野党時代に自民党石破衆議院議員が、F35は対地攻撃が専門で、日本に必要な航空戦闘機ではない、なぜF35なのか疑問

だらけだと批判していた攻撃機です。

安倍政権になって2013年3月、F35を武器輸出三原則の例外とする官房長官談話を発表しました。国内企業を製造に参画させるためでした。武器輸出三原則そのものの撤廃に先駆けて、武力を行使し民間人を殺傷する国への武器輸出を容認する前提で進められたのがF35製造への日本企業の参画です。

これらのことを考えると、夢やロマンだけで航空宇宙産業は済まないということがよくわかります。この日曜日にも、四日市空襲体験者の話を聞いてきました。低空飛行して狙われた、人の上に焼夷弾を落としていった、何と怖かったか、何と悲惨だったか。もちろん、日本中の誰も戦争で死んでほしくない、世界中の誰も戦争で死んでほしくない。だから、軍事とつながる残念な今の航空宇宙産業への助成はできないと反対を表明いたします。

議員の皆様の御賛同を求めて、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明3月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明3月1日は休会とすることに決定いたしました。

3月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時1分散会